



8人委給第748号
令和8年9月30日

福岡県議会議長 大 島 道 人 殿

福 岡 県 知 事 服 部 誠 太 郎 殿

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、人事管理について別紙第1のとおり報告するとともに、一般職の職員の給与について別紙第2のとおり報告し、別紙第3のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨に鑑み、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

別紙第 1

人事管理に関する報告

県職員は、日々、多様で複雑な課題に果敢に挑んでいる。

その使命は、県民の安全・安心な暮らしを守り、この地域をさらに発展させ、豊かで誇れる社会を次の世代へ引き継ぐことである。

高い志とプロ意識を胸に、地域社会の基盤をゼロから生み出し、支えていく。

県民の福祉向上に貢献するこの仕事には他の何物にも代えがたい唯一無二の価値とやりがいがある。

しかしながら、その魅力や価値が公務内外に十分に伝わっているとは言えず、近年は採用試験の受験倍率低下、若年層職員の離職、長期病休者の増加など、人材確保をめぐる状況は深刻さを増している。これまで採用試験の見直し、長時間労働の是正、柔軟で多様な働き方の推進、給与等の処遇改善などにより一定の改善が見られるものの、いずれも道半ばである。

現状の延長線上にとどまっていれば、県行政の根幹を支える執行体制の維持さえ危ぶまれる事態になりかねない。この危機的状況を打開するためには、「魅力的で選ばれる組織」につながる「将来を見据えた人事管理」の実現が急務である。

社会経済情勢や労働市場の変化に伴い、仕事や働き方に対する価値観が大きく変容する中、民間企業においても様々な取組が進められている。

本県においても、時代の潮流を捉え、職員一人ひとりが自分らしいキャリアを描きながら成長・活躍できる環境を築かねばならない。具体的には、「高い使命感とやりがいをもって働き」、「成長を実感できる職場」づくりを進めるとともに、DXの推進等による負担軽減や効率化、多様な働き方の実現によって「誰もが働きやすい職場」を構築することが重要である。これこそが「将来を見据えた人事管理」を実現するための要諦に他ならない。

その第一歩となるのは、職員自身が公務のかけがえのない魅力と価値を改めて認

識し、誇りと愛着をもって生き生きと業務に取り組むことである。そして、その姿を外部に対して訴求力のある形で積極的に発信していく必要がある。

本県の未来は、「将来を見据えた人事管理」の実現に向けた揺るぎない覚悟と、それを具現化する今後の実践にかかっている。

なお、県政においては、執行部の議会に対する付度や過度な配慮といった長年の不適切な慣行とこれに起因する諸課題が顕在化している。

これを受け、執行部及び議会は、二元代表制の趣旨に立ち返り、対等な立場であることを改めて認識し、こうした慣行の見直しと諸課題の解決に向けた取組を進めつつある。

今後、こうした改革を着実に進め、一日も早く県民の県政に対する信頼を回復し、全職員が県民福祉の向上に向け、矜持を持って職務に邁進できる職場環境がつくられることを望む。

また全ての職員が改めて「全体の奉仕者」としての原点を胸に自らを厳しく律し、それぞれの職務に一層精励することを期待する。

1 高い使命感とやりがいをもって働ける職場

(1) 県行政を支える有為な人材の確保

ア これまでの取組と成果

県民の行政ニーズが複雑化・多様化・高度化する中、質の高い行政サービスを提供していくためには、多様な受験者層から高い志と使命感を持った人材を確保しなければならない。

本県の職員採用試験受験者数は、令和7年度には前年度より増加したものの、直近30年で最も多かった平成22年度の約6割にとどまり、受験者の確保は厳しい状況が続いている。このままでは、将来、公務遂行に必要とされる人員を確保できなくなる恐れがある。

このような危機的状況を踏まえ、新たな受験者層を開拓すべく、採用試験の見直しに取り組んできた。

具体的には、以下のとおりである。

- ・ 選考時期の前倒しや民間企業で利用実績の高い基礎能力試験を導入した「大学卒業程度（Ⅰ類）春季試験」創設
- ・ 「民間企業等職務経験者試験」における技術系職種の拡大
- ・ 全国どこからでも受験可能なテストセンター方式導入

この結果、令和7年度の行政職については、大学卒業程度（Ⅰ類）試験及び民間企業等職務経験者試験において、採用予定数を大きく上回る受験者数を確保できた。

イ 今後の対応

一方で技術職については、令和7年度の大学卒業程度（Ⅰ類）定期試験の採用者数が採用予定数を満たさず、春季試験と合計しても6年度と同程度にとどまっており、技術職新卒者の確保は喫緊の課題となっている。

技術職の新卒者の確保は、官民間問わず深刻な状況にあり、本県としても、さらなる受験者層の掘り起こしに向けた方策を講じることが急務である。

具体的には、今後、任命権者と連携し、国や他自治体等で導入実績のある「採用候補者名簿登載期間の延長」の有用性等について検討を進める。

また、人材の流動化が進む中、獣医師をはじめ免許資格を要する確保困難職種への通年採用の導入や、転職・出産・育児・介護等を理由に本県を退職した経験者を対象とした選考試験の実施など、任命権者による新たな人材獲得手法の検討も必要である。

今後も、採用試験見直しの効果を検証しつつ、任命権者と緊密に連携し、県行政を支える有為な人材確保に向けた採用制度のアップデートを不断に進めていく必要がある。

(2) 公務の魅力発信の強化

ア 公務の魅力発信

県職員には、県民の安全・安心な暮らしを守り、地域を発展させ、豊か

で誇れる社会を次の世代に引き継ぐ極めて重大な使命があり、その仕事には他の何物にも代えがたい魅力と価値がある。

しかしその魅力と価値が、これからの社会を担う若年層に十分に伝わっているとは言えない状況にある。

受験者層に「福岡県庁」を進路の選択肢として認識してもらうためには、その仕事の魅力と価値を分かりやすく発信することが不可欠である。

そのためには、まず、全庁的な連携体制を構築し、全庁一体となって外部に発信すべき「県職員の仕事の魅力と価値」について戦略的・体系的に整理した上で、国や他の自治体、民間企業との差別化を図った広報のコンセプトや具体的メッセージを策定し、受験者層の個々の関心に応じた手法で発信していくことが求められる。

イ 有為な人材の確保につなげる好循環の創出

人材の確保が極めて厳しい状況にある中、職員が仕事に誇りを持ち、生き生きと働く姿こそが、最も強力な求心力となり、優秀で熱意のある人材を惹きつけることにつながる。

そのためには、県が目指す将来像を全職員が共有し、日々の業務が県政や県民にどのように貢献しているのかを理解することが重要である。職員が業務を通じて誇りや働きがいを実感し、「公務の魅力と価値の発信者」として自覚を持つことが求められる。

職員が公務の魅力と価値を再認識し、誇りと愛着を持って業務に取り組むこと。その仕事の魅力と価値を外部に向けて訴求力を持った形で戦略的・体系的に発信していくこと。

この「内」と「外」への働きかけを一体的に展開し、有為な人材の確保につなげる好循環を創出していくことが必要である。

(3) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、激しい人材獲得競争が続く中、労働市場で高い競争力を有する人材の確保・定着には、職務内容の困難さ・責任の重さに見合った処遇が必要で

あるとの観点から、本府省の事務次官級から課長級の職員について、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直し、実力本位の人事制度に改め、令和9年夏に具体的な内容を報告するとしている。

本県においても、政策決定等において中核的な役割を担う優秀な人材の確保は重要な課題であることから、国や他の都道府県の動向に留意した上で、本県の実情を踏まえて検討していく必要がある。

(4) 公務員倫理の徹底

ア 不祥事の発生状況等

公務員倫理に関しては、任命権者において綱紀の保持・粛正を目的とした周知・指導が繰り返し行われ、不祥事の未然防止のためのチェック体制の強化や研修の継続等の取組が進められている。しかしながら不祥事の発生件数は依然として高止まりしており、看過できない由々しき事態であり極めて遺憾である。

職員一人ひとりには、この現状を他人事とせず、重く受け止め、改めて、県民全体の奉仕者であることや、自らの行為が、県や県職員全体の信用はもとより、自分自身や家族等に大きな影響を与えることを自覚し、公務内外を問わず、自らの行動を厳しく律しなければならない。

イ 再発防止策の進化

任命権者においては、不祥事を許さないという強いメッセージを粘り強く発信し続けるとともに、不祥事防止の取組が形骸化していないか検証し、適宜見直すなど、これまで以上に職員の綱紀保持や服務規律の確保を徹底されたい。

また、管理監督者においては、職員同士が日頃から「気づきと対話」により異変を早期に察知できるような、風通しの良い、そして士気の高い職場づくりに努めることが重要である。

職員の不祥事は、県及び県職員全体のイメージを低下させ、県職員を志望する者の減少につながりかねない。新たに県政を担うべき有為な人材の確保

の観点からも、全庁を上げて、公務員倫理の徹底により一層取り組む必要がある。

県の発展を担う職員には、高い使命感と規範意識を持ちながら、諸課題に敢然と立ち向かってもらいたい。

2 一人ひとりが成長を実感できる職場

(1) 多様な人材がキャリアを描き、活躍できる職場

ア 職員のキャリア意識の変化

若年層においては「成長」「貢献」「専門性」など仕事を通じた個人の成長を重視する傾向が強まっている。

任命権者は、今年度より管理職員対象の研修に若年層のキャリア意識変化の内容を盛り込み、理解が深まるよう取り組んでいる。今後も、各職場での自律的なキャリア形成支援に向け、管理職員への指導・啓発の徹底に努められたい。

また、近年、経験者試験の採用者数は増加しており、今年度の採用者数は前年度の2.5倍となる128名となった。一方で、令和7、8年度採用職員等へのアンケート調査によると、経験者試験採用職員は、新卒職員と比べ、入庁後の「成長実感」が低くなっており、県組織への円滑な適応支援が求められる。

イ 業務を通じて習得可能な能力・スキルの可視化

国は、職員の主体的な学びと成長を促進するとともに、キャリア形成支援を進める上での指標として、「国家公務員スキル一覧」を作成し、人材育成や人材確保等に活用することとしている。

県においても、職員が自律的にキャリアを描く上での指標となるよう、県職員に共通で求められる人材像を明確に定義すること、各部局で必要とする役職、職種、求める能力等を詳細に分析し、業務を通じて習得可能な能力・スキルを体系化・可視化することが必要である。

それらを分かりやすく全職員に共有し、人事面談等で活用することで、

職員の意欲向上や育成につなげることができる。

同時に、人事配置の機動力も高め、組織全体のパフォーマンスの向上にもつながる。

また、県組織で習得可能な能力やスキルを外部に発信することは、受験者層が求める「成長」「貢献」「専門性」に呼応することとなり、人材確保の観点からも重要である。

ウ 人事関連業務のＤＸ化

人事関連情報（発令・研修履歴、人事評価結果、異動希望、資格・免許、前職での経験、専門分野など）をシステムで一元管理することは、職員個人の適性や意向を人事配置へ反映させる上で極めて有効であり、こうした取組を通じて、人材ポートフォリオの形成・実現につなげていくことが求められる。

(2) 人事評価を通じた人材育成の推進

ア 上司と部下の相互理解

人事評価の主な目的は、職員一人ひとりの意欲的な挑戦とさらなる成長を促し、組織全体の活力向上につなげることである。

中でも評価の過程で行われる面談は、職員が自身の成長を実感する重要な機会である。日常的に上司と部下が対話し、部下の行動変革を促す指導・助言を行うことも、職員の成長を加速させる要素となりうる。

また、上司による一方的な評価のみならず、上司の執務姿勢や職場への関わり方に対する部下の視点を取り入れる「多面評価」を拡充することで、上司自身の行動変革と意識改革を促すことも有効である。

そのことは職員の心理的安全性を高め、職員の理解と納得感を高めることにもつながる。

イ 評価者スキル向上と人事評価システムの利便性向上

全ての評価者に対して人事評価に対する研修を継続的に実施し、評価者

間の評価能力の均一化と評価スキル向上を図ることは、職員の理解と納得感を高める上でも重要である。

任命権者においては、評価スキル向上に向けた研修の徹底や人事評価システムの利便性向上に努められたい。

(3) 女性活躍推進

ア 女性職員登用の推進

任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の登用を推進しているところである。

職員が昇任を前向きにとらえるためには、研修や昇任後のフォローアップを充実させ、キャリアに関する不安を払拭することが不可欠である。あわせて、先輩職員との交流機会の提供やロールモデル事例集の周知等を通じて管理職員として働くことのやりがいや魅力を伝えていく必要がある。

また、職場内配置や業務分担の決定を行う管理職員に対し、性別や家庭の事情などによる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の是正に向けた意識改革を促すことも重要である。

イ 仕事と家庭を両立できる環境整備

結婚・出産・育児・介護などのライフイベントによらず、キャリアの継続・活躍を実現するためには、男女を問わず、仕事と家庭を両立しながら自らのキャリアを描ける環境が必要である。そのためには、働き方の見直しや男性職員の育児休業取得の向上などの環境整備をより一層図ることが重要である。

ウ 多様な職務機会の提供

性別に関わらず若い段階から多様な業務部門への配置や各種長期研修への派遣を行い、行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるようキャリア形成を支援することは、両性の視点を広く県の施策に反映させる上でも肝要である。

3 誰もが働きやすい職場

(1) 長時間労働の是正

長時間労働は、職員の心身の健康保持や公務能率の向上を妨げる課題であり、全庁を挙げて是正に取り組んでいるところであるが、災害対応等の突発的な場合のほか、依然として定例的な業務への対応による時間外勤務が多くあり、憂慮すべき状況である。

任命権者においては、時間外勤務の縮減に向け、以下のような取組を行っている。

- ・ 議会对応や予算決算業務を中心とする事務事業の見直し
- ・ チャットシステム等のデジタルツールの活用
- ・ ペーパーレスの推進
- ・ 生成A I の活用

引き続き、時間外勤務の要因分析や、これまでの取組の検証を行い、業務プロセスの最適化など、実効性のある取組を推進することが重要である。

管理監督者においては、時間外勤務の縮減が自らの重要な責務であることを強く自覚した上で、恒常的に長時間労働となっている場合は、業務の見直しや平準化を進めるなど、日頃から時間外勤務縮減に向けて意識的に行動する必要がある。

また、全ての職員が、業務改善と時間外縮減の意識をもち、全庁的な業務の見直し・効率化を推進することが重要である。

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、「選ばれる組織」としての魅力向上にも資する最も優先すべき課題の一つであることから、組織を挙げて強い姿勢で取り組む必要がある。

(2) 教職員の働き方改革

教職員は、学校において、通常の授業に加え、学校行事の準備・運営、部活動、生徒指導、保護者対応や地域活動への関わりなど、多岐にわたる業務を担

っており、多忙を極めている。教育の質を維持し、更に向上させていくためには、教職員の働き方改革を進め、教職員が児童・生徒と十分に向き合う時間の確保・充実が必要不可欠である。また、教職員の働き方改革は、有為な人材確保の観点からも喫緊の課題である。

本年４月から、全ての教育委員会に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」という。）の策定が義務付けられた。

県教育委員会は、計画に基づき、現場の負担軽減に直結するよう、真に実効性のある施策を着実に実施することが求められる。教職員が心身の健康を保持・増進しながら、やりがいを持って教育活動に打ち込める環境を整備することは、教員のなり手不足を解消する上でも極めて重要である。

特に保護者対応や生徒指導などの困難な事案については、教職員個人が抱え込むことのないよう、法的な専門家や外部人材と連携し、組織として迅速・適切に初動対応できる体制を強化すべきである。

また、若手教職員が安心して働けるよう、メンター制度の活用やＯＪＴによる指導など、授業の進め方その他の悩み・不安を共有・相談できる環境づくりを積極的に進めていくことが重要である。

さらに、増大する事務作業についても重要度を精査し、真に必要なものに絞り込むなど業務の総量抑制を徹底するとともに、先進的な取組を行うモデル校の好事例を、他校へ積極的に展開することで、県全体での業務改善を強力に押し進める必要がある。

各学校においては、校長等の管理職員が、教職員の勤務状況の把握を自らの重要な責務であると強く自覚し、リーダーシップを発揮して率先して業務の見直しや効率化を進めるとともに、教職員同士が相談しやすい環境を構築し、誰もが働きやすい職場づくりを押し進めることが重要である。

併せて、市町村立学校においても教職員の働き方改革が着実に推進されるよう、県教育委員会においては、計画の策定や実施状況の公表等に係る指導助言を強化するなど、市町村教育委員会と緊密に連携し、各市町村の取組を一層支援されたい。

(3) 柔軟で多様な働き方ができる職場づくり

ア 休暇制度等の利用促進のための取組

働く場所や勤務時間を柔軟に選択できる働き方は、育児、介護等の事情の有無に関わらず、全職員が仕事と生活を両立しながら能力を発揮できる環境を構築し、ひいては組織の持続可能性を高め、有為な人材確保の観点からも極めて重要である。

現在、時差通勤、在宅勤務、育児・介護等のための休暇など、働き方を柔軟に選択できる様々な制度が設けられている。また、年次休暇の使用促進に向けた取組により、近年、使用日数は増加傾向にある。

任命権者においては、今後も活用状況や職員のニーズを踏まえ、国や他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、制度の充実を図る必要がある。

一方、制度の利用促進を図るためには、上司、同僚の理解と協力が不可欠である。

特に、男性職員の仕事と育児の両立については、各任命権者において、育児休業や出産・育児に係る休暇の取得率等の目標を掲げ、取組を推進しているところである。その取得率は年々上昇しているものの、女性職員と比較すると依然として低く、その利用期間も短期間にとどまっている。その理由として「同僚への負担」や「業務多忙」が多く挙げられている。任命権者においては、管理職員の意識改革を促すなど、男性職員が出産・育児のための休業や休暇を取得しやすい職場づくりを推進する必要がある。

管理職員においては、これらの制度について、必要とする職員が他の職員の業務負担増を懸念して利用を控えることを防ぐため、業務の標準化や属人化の解消を進めるなど、利用しやすい環境を整備することが重要である。

イ 新たな休暇制度等の導入

人事院が本年勧告した新たな無給休暇制度について、個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進に寄与するものであることから、国や他の都道府県の

動向を注視しながら検討を行う必要がある。

また、国や多数の都道府県で導入が始まっている週休3日を選択できるフレックスタイム制についても、柔軟で多様な働き方の推進に寄与するものであるため、執行体制の確保に配慮しながら、本格的に導入することが望まれる。

(4) ハラスメント防止及びメンタルヘルス対策

ア ハラスメント防止対策

ハラスメントは決して許される行為ではない。職員の人格と尊厳を著しく傷つけ、意欲を減退させるだけでなく、心の健康を損なわせる深刻な問題である。全ての職員が、ハラスメントは周囲の職員を含む職場全体の士気を低下させ、ひいては組織全体の公務能率の低下や貴重な人材の損失にもつながりかねないことを、深く認識する必要がある。

任命権者においては、ハラスメントの未然防止に向けて、毎年の所属研修で必須テーマとするとともに、管理職に対する研修も行うほか、職員へのリーフレット等による周知・啓発活動を継続的に行っているところである。しかし、依然としてハラスメント相談件数に改善の兆しは見られないため、なお一層の実効性のある取組が必要である。

管理職員をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、自らの言動に細心の注意を払い、他者を尊重し、相互理解に基づくハラスメントのない職場づくりに主体的に取り組むことが求められる。

また、近年、カスタマーハラスメントが社会問題化している。行政サービスの利用者等からの不当な要求や極めて困難な対応を迫られる事案に対し、任命権者においては、対応マニュアルの整備や組織的な支援体制の構築が進められている。職員が過度な精神的負担を負うことなく、安心して職務に集中できる環境を確保できるよう、引き続き状況に応じた組織的な対応を継続していく必要がある。

イ メンタルヘルス対策

精神疾患を原因とする長期病気休暇者は増加傾向にあり、特に20歳台の若手職員の割合が上昇していることは憂慮すべき事態である。

職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、意欲的に職務に取り組むためには、職員の心身の健康が不可欠である。職員が安心して働くことのできる健全な職場環境の維持・改善は、任命権者の重要な責務である。

任命権者においては、引き続き、ストレスチェックを活用した職場改善や面接指導、円滑な職場復帰のための支援に取り組むとともに、長時間労働の是正やハラスメントの防止も着実に推進していく必要がある。

管理監督者には、日頃から積極的なコミュニケーションを図り、指導・育成体制の充実や、相談しやすい職場環境づくり（メンター的なサポート等）に努めることが求められる。とりわけ若手職員は、経験や情報が不足したまま周囲に相談せず、メンタル不調をきたす恐れがあることから、早期の情報提供や丁寧な働きかけを徹底するとともに、職員の不安の兆候をいち早く察知できるよう意識することが肝要である。

(5) 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員は、多様化・高度化する行政ニーズに対応するために欠かせない存在である。当該職員が意欲を持ち、安心して働けるよう、これまで給与制度や休暇制度について、適宜見直しを行いながら、適切な勤務条件を確保できるよう改善を図ってきた。

任命権者においては、引き続き、国や他の都道府県の動向等にも留意した上で、適切に制度の見直しや運用を行っていく必要がある。

(6) 職員と組織が共に成長する好循環を生み出す取組

本県では、民間企業への転職等を理由とする自己都合退職者が、近年増加傾向にあり、特に30歳台以下の若手職員において顕著である。また、特定事業主行動計画に基づくアンケート調査において、数年以内の退職を検討する職員は、「もっと魅力的な仕事に就きたい」、「長時間労働が常態化している」、「今後キ

キャリアアップできる展望が無い」を主要な理由として挙げている。

本県が、「働きたい組織」として選ばれるためには、職員が仕事から活力を得て、仕事に誇りややりがいを感じ、「働きたい」と感じる事が不可欠である。任命権者においては、職員の満足度向上を阻害する要因を洗い出し、確実に改善していく必要がある。

そのため、組織に対する思い入れや愛着、働きがいや意欲、自身の成長実感などに関する定期的なアンケート調査等により、エンゲージメントを詳細に把握するとともに、その調査結果をフィードバックすることで、管理職員が組織の状態を的確に理解し、より効果的なリーダーシップを発揮できるような仕組みを構築することが重要である。

エンゲージメントの向上は、一朝一夕になされるものではない。任命権者においては、職員の声に耳を傾け、具体的なアクションを繰り返すことで、職員と組織が共に成長する好循環を生み出し、健全な組織の構築と人材の定着につなげていくことが求められる。

(7) 業務プロセスの最適化の徹底

業務の流れを分析・改善し、効率性や生産性を向上させるための業務プロセスの最適化は、限られた資源を最大限に活用しつつ、より質の高いサービスの効率的な提供を可能とするだけでなく、長時間労働の是正や柔軟で多様な働き方を進める上でも有効である。また、煩雑な事務作業から解放され、個々の職員の業務能率が向上することにより、持続可能な執行体制の構築にも資する取組である。

本県では、既に業務のアウトソーシングを推進するほか、テレワークやペーパーレス会議などの環境整備や電子決裁の導入を進めている。デジタルツールの活用においても、チャット機能を用いた情報共有による打合せ時間の削減、生成AIを活用した文書作成補助による作業時間の短縮など、職員の負担軽減になっている。これらに加え、デジタル技術向上のための研修及び業務マニュアルや引継書の作成による業務の標準化に取り組んでおり、任命権者においては、これらの取組を全庁的に一層進めることが求められる。

さらに、デジタル化を強力に推進する上で、各部局に配置されているD X推進の専門人材（D Xコアエキスパート等）の専門知識の活用は重要である。当該専門人材が本来のミッションである業務プロセスの抜本的見直しやD X推進に注力できるよう、所属長は適切な業務分担に配慮し、その専門性を組織全体で最大限に引き出す体制を整備しなければならない。

業務プロセスの最適化は、本来、無駄な作業の削減や職員の負担軽減を図り、業務の効率性や生産性を向上させるためのものである。この業務プロセスの最適化を徹底するためには、現場の意見を積極的に取り入れ、より現場に即した改善を検討すること、また、管理職員がその重要性を十分理解することに加え、一過性のものとせず継続的に改善を繰り返していくことが重要である。

別紙第 2

給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とされており、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされている。

また、地方公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和8年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、特定

獣医師職、公安職、教育職、任期付職員の7種9給料表が適用されている。職員数は、全職員で39,051人（昨年39,077人）、行政職給料表適用職員で8,992人（同8,960人）であり、平均年齢は、全職員で40.2歳（昨年40.3歳）、行政職給料表適用職員で40.4歳（同40.8歳）である。（参考資料第1表）

これらを10年前の平成28年4月と比較すると、職員数は、全職員で9,687人（19.9%）減少（行政職給料表適用職員では74人（0.8%）増加）し、平均年齢は、全職員で2.7歳（行政職給料表適用職員では2.2歳）低下している。

なお、10年前と比較して全職員数が大きく減少しているのは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により、平成29年4月1日から、指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与等については指定都市が負担することとされたためである。

〔参考〕全職員数：平成28年4月1日（48,738人）、平成29年4月1日（38,220人）

(2) 平均給与月額

行政職給料表適用職員（8,992人）の平均給与月額は402,479円（昨年391,303円）であり、医療職給料表等他の給料表の適用を受ける職員を含めた全職員（39,051人）の平均給与月額は426,553円（同410,771円）である。

（参考資料第3表）

3 民間の給与

(1) 最近の状況

「毎月勤労統計調査地方調査」（福岡県、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を含む常用労働者の所定内給与は、昨年4月から6.0%増加している。また、本年4月の消費者物価指数（総務省）は、2025年の平均を100とした場合、昨年同月に比べ、全国では1.4%、福岡市では0.7%それぞれ上昇している。

(2) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、

北九州市人事委員会、福岡市人事委員会等と共同して、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,994事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した456事業所を対象に、「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、特別給や諸手当の支給状況等について調査した。

(参考資料第12表～第22表)

ア 初任給の状況

民間における初任給の改定状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で31.9%（昨年28.0%）、高校卒で18.4%（同17.3%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で71.8%（昨年78.7%）、高校卒で73.8%（同76.5%）である。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で27.5%（昨年21.3%）、高校卒で26.2%（同23.5%）である。（参考資料第15表）

イ 給与改定の状況

民間における給与改定の状況をみると、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は67.6%（昨年62.2%）、定期昇給を実施した事業所の割合は89.4%（昨年91.2%）となっており、多くの事業所で初任給の引上げやベースアップが実施されている。（参考資料第16表）

4 本年の職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

「令和8年県職員給与等実態調査」及び「令和8年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては人事院が民間給与との比較に用いる行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員に相当する職員（行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、医療技術職員等、本年度の新規学卒の採用者等を除く7,479人）、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラ

スパイレス方式) したところ、その較差は、表 1 のとおり、職員の給与が民間の給与を 1 人当たり平均11,465円 (2.97%) 下回っていた。

(参考資料第 4 表、第14表)

表 1 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	行政職俸給表 (一) の適用を受ける国家公務員に相当する職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
398,126 円	386,661 円	11,465 円 (2.97%)

(2) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表 2 のとおり、年間で平均所定内給与月額 of 4.71 月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数 (4.65 月分) が民間事業所の特別給の支給割合を 0.06 月分下回っていた。

表 2 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	385,001 円
	上半期 (A2)	393,810 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	857,732 円
	上半期 (B2)	978,587 円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	2.23 月分
	上半期 (B2)/(A2)	2.48 月分
	年 間	4.71 月分

(注) 「下半期」とは令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月まで、「上半期」とは令和 8 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

5 職員給与と国家公務員給与との比較

(1) ラスパイレス指数

総務省が行った地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員の令和7年4月1日における給与水準について、その俸給の月額と給料の月額とを対比させて比較、算出したラスパイレス指数は100.1となっている。

表3 職員と国家公務員との比較（ラスパイレス指数）

国家公務員	職 員
100.0	100.1

(2) 平均給与月額

行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員とを比較すると、本年4月の平均の給料（俸給）の月額では、職員（343,344円）が国家公務員（342,178円）を1,166円上回っているが、諸手当を加えた平均給与月額では、職員（386,661円）が国家公務員（428,451円）を41,790円下回っている。

表4 民間給与との比較を行う国家公務員及び職員の平均給与月額

職員区分	平均給与月額		
	給料(俸給)の月額	諸手当月額	
	円	円	円
国家公務員(A)	428,451	342,178	86,273
職 員(B)	386,661	343,344	43,317
(A) - (B)	41,790	△1,166	42,956

(注) 国家公務員及び本県職員の平均給与月額、給料（俸給）の月額及び諸手当月額は、令和8年の人事院勧告参考資料第2表及び本県勧告参考資料第4表による。

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員の人事管理に関する報告並びに給与に関する報告及び勧告を行うとともに、勤務時間及び休暇に関する勧告や、国家公務員災害補償法についての意見の申出を行った。

人事管理に関する報告においては、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすさと成長が両立する公務」、「誰もが挑戦できる開かれた公務」及び「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」の四つを柱に据え、職員一人ひとりの挑戦を支え、その挑戦に報いる人材マネジメントの実現に向けて人事制度改革を加速していくこととした。

給与に関する報告及び勧告においては、月例給について、民間給与が国家公務員給与を平均15,056円上回ったことから、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和7年を上回る俸給表の引上げ改定を行うとともに、民間の再雇用者の状況を踏まえ再任用職員の俸給を改善したほか、転居に関する手当の新設などの諸手当の見直しを行った。また、特別給について、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回ったことから、0.05月分の引上げを行い、期末手当と勤勉手当に均等に配分することとした。

更には、外部労働市場で高い競争力を有する人材の確保のため、本府省幹部職員等を対象とした職務・職責を重視した新たな給与体系等の骨格を示し、令和9年夏に具体的な措置内容を報告することとした。

これらの概要は、別記のとおりである。

令和8年 人事院勧告・報告の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

7 給与制度の見直し

職員の給与決定に係る諸情勢については以上述べてきたとおりであり、これらを総合的に検討した結果、職員の給与制度の見直しについての本委員会の意見は、次のとおりである。

(1) 本年の給与の改定

ア 改定の考え方

(ア) 月例給

前記4(1)のとおり、本年4月分の給与において、職員の月例給が民間給与を11,465円(2.97%)下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月分の給与の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

改定に当たっては、基本的な給与である給料を引き上げる必要がある。

(イ) 特別給

前記4(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数(4.65月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.06月分下回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を勘案し、期末手当と勤勉手当に均等に配分することが適当である。

イ 改定の内容

(ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、本年の公民較差の状況及び人事院勧告で示された行政職俸給表(一)の改定内容を勘案して、給料月額を引き上げる改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の改定を行う必要がある。

(イ) 第一種初任給調整手当

医師及び歯科医師並びに獣医師に対する第一種初任給調整手当について、給料表の改定状況等を勘案し、所要の改定を行う必要がある。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年８月から本年７月までの１年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が６月期及び12月期で均等になるよう定めることが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、支給月数を引き上げる必要がある。

(2) その他の手当

ア 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うとの報告及び勧告を行った。本県においても、国の取扱いに準じた見直しを行う必要がある。

イ 単身赴任手当・転居に関する手当

人事院は、現行の単身赴任手当を再編した上で、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当の新設について、報告及び勧告を行った。本県においても、転勤に伴う経済的な負担の軽減について検討する必要があることから、今後の国の法改正や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

ウ 特地勤務手当に準ずる手当

人事院は、生活が不便な場所に所在する勤務地への転居を伴う転勤を円滑

化するため、特地勤務手当に準ずる手当の指定基準を見直すとの報告を行った。本県においても、国の取扱いに準じた見直しを行う必要がある。

(3) 公立学校教員の給与

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、令和8年4月から設置が可能となった主務教諭の職については、その設置について調査・研究を進める必要がある旨の昨年の本委員会の報告を受け、現在、その設置について任命権者において検討が進められているところであるが、当該職が設置される場合には、その職務・職責に見合った適切な処遇を図るため、給料表上、教諭とは異なる新たな級を創設する必要がある。

(4) 級別資格基準表の廃止

人事院が行った昇格前の在級期間に係る制度の廃止及びこれに関連する初任給制度等の諸制度の見直し（令和8年4月）について、本県においても、国の取扱いに準じた見直しを行う必要がある。

(5) その他の課題

ア 本庁職員の処遇改善

本委員会は、令和7年の給与に関する報告において、本庁の業務の特殊性・困難性及びその職務・職責に応じた適切な処遇の在り方について調査・研究する必要がある旨、言及したところであるが、人事院が令和9年に報告を予定している「職務・職責を重視した新たな給与体系等」の内容も踏まえて検討する必要があることから、引き続き、国の動向に留意した上で、調査・研究を進めていく必要がある。

イ 再任用職員の給与

人事院は、民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善し、令和8年4月に遡及して実施するとした。また、民間企業における高齢期雇

用や高齢層従業員の給与水準の状況の実態を把握し、公務における定年の段階的な引上げ期間の人事管理の在り方の変化を注視するとともに、関係部局とも連携して60歳前後の給与水準等の検討を加速するとしている。

本県においても、再任用職員の給与については、令和7年4月から住居手当を支給するよう見直すなど、これまでも必要な見直しを行ってきたが、今後の国における検討状況や他の地方公共団体の動向を注視していく必要がある。

8 給与勧告実施の要請

これまで述べてきたとおり、職員を取り巻く環境は大きく変化してきている。こうした中、職員は、全体の奉仕者として、県民の生活を守り、安全・安心を確保するため、日々の職務に精励しており、職員が高い士気を維持し、個人と組織の力を最大限発揮するためには、職員に適切な給与処遇を確保することが必要である。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

本年の勧告は、5年連続で月例給及び特別給を引き上げるものとなった。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会の給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第3の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 3

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

ア 現行の給料表を別表第 1 のとおり改定すること。

イ 教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）の備考 2 に掲げる額を次の表の給料表及び職務の級の区分に応じた加算額のとおり改定すること。

給料表	職務の級	加算額
教育職給料表（二）	3 級	1 5, 4 0 0 円
	4 級	7, 7 0 0 円
教育職給料表（三）	3 級	1 5, 6 0 0 円
	4 級	8, 1 0 0 円

ウ 主務教諭の職を設置する場合は、ア及びイによる改定後の教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を別表第 4 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 第一種初任給調整手当について

(ア) 医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 313,200 円とすること。

(イ) 行政職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額を 63,900 円とし、特定獣医師職給料表の適用を受ける獣医師及び研究職給料表の適

用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を 49,400 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 期末手当

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 1.075 月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.725 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 0.625 月分）とすること。

(イ) 勤勉手当

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 1.275 月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.525 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 0.625 月分）とすること。

ウ 宿日直手当について

(ア) 県職員給与条例関係

勤務 1 回に係る支給額を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 24,000 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 8,000 円、それ以外の宿日直勤務は 5,900 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれの額の 100 分の 150 に相当する額、勤務時間が 5 時間未満の場合にあっては、それぞれの額の 100 分の 50 に相当する額）とすること。

(イ) 警察職員給与条例関係

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,900 円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務及び人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 8,000 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれの額の 100 分の 150 に相当する額、勤務時間が 5 時間未満の場合にあっては、それぞれの額の 100 分の 50 に

相当する額) とすること。

2 任期付研究員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

3 任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。

イ 勤勉手当

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイについては、令和9年1月1日から、1の(1)のウ及び3の(2)のウについては、令和9年4月1日から実施すること。

(2) 第二種初任給調整手当に関する特例措置

令和8年4月1日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第二種初任給調整手当の月額算定は、1の(1)のアによる改定前の給料表に基づいて行うものとする。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別表第 1

イ 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	415,400			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	417,900			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	420,400			
	25	241,500	282,400	313,400	356,600	383,100	422,800			
	26	243,200	283,500	314,500	358,500	384,900	425,100			
	27	244,500	284,300	315,500	360,200	386,500	427,300			
	28	245,800	285,500	316,500	361,800	388,200	429,600			
	29	247,100	286,500	317,700	363,300	389,600	431,400			
	30	248,200	287,600	318,900	364,900	390,900	433,400			
	31	249,300	289,000	320,100	366,500	392,100	435,200			
	32	250,400	290,000	321,300	368,100	393,500	437,000			
	33	251,500	291,000	322,500	369,800	396,800	438,900			
	34	252,400	292,000	323,800	371,600	398,700	440,700			
	35	253,300	293,000	325,200	373,400	400,600	442,400			
	36	254,300	293,700	326,500	375,200	402,500	444,300			
	37	256,500	294,900	327,800	376,700	404,000	446,100			
	38	257,900	296,100	329,100	378,100	405,800	447,600			
	39	259,300	297,000	330,400	379,500	407,600	449,100			
	40	260,600	298,000	331,700	380,900	409,100	450,700			
	41	261,800	299,000	332,800	382,400	410,800	452,300			
	42	262,900	300,200	334,400	383,200	412,200	453,500			
	43	264,000	301,300	336,000	384,100	413,700	454,800			
	44	265,100	302,300	337,500	385,100	415,200	456,000			
	45	265,900	303,800	339,000	388,000	416,600	457,200			
	46	267,000	305,100	340,800	389,300	417,800	458,500			
	47	268,000	306,200	342,600	390,700	419,000	459,800			
	48	269,100	307,300	344,300	392,000	420,100	461,000			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	270,200	308,400	345,800	393,300	421,200	462,100			
	50	271,400	309,900	347,400	394,200	422,400	462,900			
	51	272,600	311,200	349,100	395,300	423,600	463,600			
	52	273,600	312,400	350,900	396,300	424,700	464,400			
	53	274,400	313,500	352,200	397,100	425,400	464,900			
	54	275,500	315,000	354,000	398,000	426,000	465,600			
	55	276,500	316,100	355,800	398,800	426,700	466,300			
	56	277,400	317,400	357,800	399,700	427,300	467,000			
	57	278,400	318,600	359,700	400,600	427,900	467,800			
	58	279,300	319,900	361,600	401,400	428,500	468,600			
	59	280,200	321,200	363,500	402,200	429,000	469,000			
	60	280,900	322,700	365,400	402,900	429,300	469,600			
	61	281,800	323,800	367,200	403,600	429,700	470,100			
	62	282,300	325,000	369,100	404,200	430,000	470,500			
	63	282,800	326,300	370,700	404,800	430,300	470,900			
	64	283,400	327,300	372,500	405,500	430,600	471,300			
	65	284,300	328,700	374,000	406,000	430,900	471,700			
	66	285,000	330,000	375,400	406,600	431,200	472,100			
	67	285,600	331,300	376,900	407,200	431,400	472,500			
	68	286,100	332,600	378,300	407,900	431,700	472,800			
	69	286,600	333,200	379,900	408,300	432,000	473,100			
	70	287,600	334,400	380,700	409,000	432,300	473,500			
	71	288,700	335,500	381,900	409,600	432,600	473,800			
	72	289,700	336,800	382,900	410,200	432,800	474,100			
	73	290,600	338,000	383,800	410,600	433,100	474,400			
	74	291,600	339,500	384,900	411,200	433,400				
	75	292,600	341,000	385,700	411,700	433,700				
	76	293,600	342,300	386,700	412,300	434,000				
	77	294,400	343,900	387,600	412,700	434,200				
	78	295,200	345,000	388,300	413,200	434,500				
	79	296,100	346,200	389,000	413,700	434,800				
	80	297,000	347,300	389,700	414,300	435,100				
	81	297,900	348,000	390,100	414,600	435,300				
	82	298,600	348,900	390,700	415,000	435,600				
	83	299,500	349,600	391,300	415,400	435,900				
	84	300,400	350,300	392,000	415,800	436,100				
	85	301,100	351,200	392,300	416,100	436,300				
	86	301,800	351,500	393,000	416,400	436,600				
	87	302,700	352,200	393,600	416,700	436,900				
	88	303,600	352,900	394,300	417,000	437,100				
	89	304,300	353,700	394,600	417,200	437,300				
	90	305,100	354,300	395,200	417,500	437,600				
	91	306,000	355,000	395,800	417,800	437,900				
	92	306,900	355,600	396,400	418,000	438,100				
	93	308,100	356,200	396,800	418,200	438,300				
	94		356,800	397,200	418,500	438,600				
	95		357,200	397,900	418,800	438,900				
	96		357,800	398,500	419,000	439,100				
	97		358,100	398,900	419,200	439,300				
	98		358,600	399,400	419,500					
	99		358,900	400,000	419,800					
	100		359,400	400,500	420,000					

	101		359,800	401,000	420,200					
	102		360,300	401,600	420,500					
	103		360,700	402,100	420,800					
	104		361,200	402,400	421,000					
	105		361,500	402,800	421,200					
	106		361,900	403,300	421,500					
	107		362,300	403,700	421,800					
	108		362,700	404,100	422,000					
	109		363,000	404,400	422,200					
	110		363,300	404,900	422,500					
	111		363,800	405,300	422,800					
	112		364,200	405,700	423,000					
	113		364,500	406,000	423,200					
	114		364,800	406,400						
	115		365,300	406,800						
	116		365,700	407,200						
	117		365,800	407,500						
	118		366,300	407,900						
	119		366,700	408,300						
	120		367,000	408,600						
	121		367,200	408,900						
	122		367,600	409,300						
	123		368,000	409,600						
	124		368,400	409,900						
	125		368,900	410,200						
	126		369,300	410,500						
	127		369,700	410,800						
	128		370,100	411,100						
	129		370,600	411,400						
	130		371,000	411,700						
	131		371,300	412,000						
	132		371,600	412,300						
	133		372,100	412,500						
	134			412,800						
	135			413,100						
	136			413,300						
	137			413,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600	586,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 医師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	

	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		339,500	386,200	446,500	528,200

備考 この表は、本庁、保健福祉環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 看護師職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300

	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	462,000
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	462,300
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	462,600
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	462,900
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	463,200
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	463,500
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	463,800
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	464,100
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
	86	306,200	333,100	371,800	391,500	421,100	
	87	306,700	334,100	372,600	392,100	421,500	
	88	307,200	335,100	373,400	392,600	421,900	
	89	307,600	336,000	374,000	392,900	422,200	
	90	308,100	337,000	374,600	393,400	422,600	
	91	308,600	338,000	375,200	393,700	423,000	
	92	309,100	339,000	375,800	394,000	423,300	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

93	309, 600	339, 800	376, 200	394, 600	423, 600
94	309, 900	340, 500	376, 600	395, 100	424, 000
95	310, 400	341, 200	377, 100	395, 600	424, 300
96	310, 900	341, 800	377, 500	396, 100	424, 600
97	311, 400	342, 200	378, 000	396, 700	424, 900
98	311, 900	342, 500	378, 400	397, 200	425, 200
99	312, 300	343, 000	378, 900	397, 700	425, 500
100	312, 700	343, 600	379, 300	398, 100	425, 800
101	313, 100	344, 000	379, 600	398, 700	426, 100
102	313, 500	344, 500	380, 100	399, 200	
103	313, 900	345, 100	380, 400	399, 700	
104	314, 200	345, 600	380, 700	400, 200	
105	314, 500	346, 000	381, 100	400, 800	
106	314, 900	346, 500	381, 600	401, 200	
107	315, 300	347, 000	382, 100	401, 700	
108	315, 600	347, 500	382, 600	402, 200	
109	315, 800	347, 900	383, 100	402, 800	
110	316, 100	348, 200	383, 600	403, 300	
111	316, 300	348, 500	384, 100	403, 800	
112	316, 600	348, 800	384, 500	404, 200	
113	316, 900	349, 100	384, 900	404, 600	
114	317, 100	349, 500	385, 300	405, 000	
115	317, 400	349, 800	385, 800	405, 400	
116	317, 600	350, 100	386, 300	405, 800	
117	317, 900	350, 300	386, 700	406, 200	
118	318, 100	350, 600	387, 200		
119	318, 400	350, 900	387, 700		
120	318, 700	351, 100	388, 200		
121	319, 000	351, 300	388, 500		
122	319, 300	351, 600			
123	319, 600	351, 900			
124	319, 900	352, 200			
125	320, 100	352, 400			
126	320, 300	352, 700			
127	320, 600	353, 000			
128	321, 000	353, 200			
129	321, 200	353, 400			
130	321, 500	353, 600			
131	321, 800	353, 900			
132	322, 200	354, 100			
133	322, 400	354, 400			
134	322, 700	354, 800			
135	323, 000	355, 200			
136	323, 300	355, 600			
137	323, 500	355, 900			
138	323, 800	356, 300			
139	324, 100	356, 700			
140	324, 400	357, 100			

	141	324,600	357,400				
	142	324,900	357,800				
	143	325,300	358,100				
	144	325,600	358,500				
	145	325,800	358,800				
	146	326,000	359,200				
	147	326,300	359,600				
	148	326,600	360,000				
	149	326,800	360,300				
	150	327,000	360,700				
	151	327,300	361,100				
	152	327,600	361,500				
	153	328,000	361,800				
	154	328,200					
	155	328,400					
	156	328,700					
	157	329,000					
	158	329,300					
	159	329,600					
	160	329,900					
	161	330,300					
	162	330,600					
	163	330,900					
	164	331,200					
	165	331,600					
	166	331,900					
	167	332,200					
	168	332,500					
	169	332,900					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300

備考 この表は、こども療育センター新光園等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

二 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	266,000	318,000	390,300	441,700	
	30	267,700	319,500	391,000	442,900	
	31	269,300	321,100	391,800	444,500	
	32	270,900	322,600	392,500	446,000	
	33	272,600	324,100	393,100	447,300	
	34	274,300	325,600	393,800	448,700	
	35	276,200	327,100	394,500	450,100	
	36	278,000	328,600	395,300	451,500	
	37	279,900	330,000	396,000	452,900	
	38	281,900	331,000	396,700	454,300	
	39	283,900	331,900	397,500	455,700	
	40	286,000	332,700	398,200	457,100	
	41	287,800	333,400	399,000	458,200	
	42	290,000	333,900	400,100	459,500	
	43	292,400	334,400	401,300	460,900	
	44	294,800	334,800	402,500	462,200	
	45	297,100	336,700	403,200	463,000	
	46	299,200	338,200	404,200	463,800	
	47	301,200	339,500	405,000	464,700	
	48	303,300	340,700	405,700	465,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	305,500	341,900	406,400	466,400
	50	307,200	343,700	407,100	467,200
	51	308,900	345,600	407,700	467,800
	52	310,600	347,700	408,300	468,600
	53	312,800	349,300	408,900	469,000
	54	314,300	351,100	409,600	469,600
	55	315,500	352,800	410,400	470,100
	56	317,000	354,800	411,200	470,600
	57	318,400	356,700	411,800	471,100
	58	319,900	358,000	412,600	471,600
	59	321,400	359,400	413,300	472,100
	60	322,900	360,800	414,000	472,600
	61	324,200	362,500	414,600	473,000
	62	325,200	363,900	415,300	473,500
	63	326,200	365,400	415,900	473,900
	64	327,200	366,900	416,600	474,300
	65	328,000	368,400	417,300	474,700
	66	328,500	369,800	417,900	475,100
	67	329,000	371,000	418,500	475,500
	68	329,500	372,500	419,200	475,900
	69	329,900	373,900	419,900	476,200
	70	330,400	375,100	420,400	476,600
	71	330,800	376,000	421,000	476,900
	72	331,200	377,200	421,600	477,200
	73	331,900	378,300	422,100	477,500
	74	332,400	379,200	422,700	
	75	332,700	380,200	423,300	
	76	333,300	381,300	423,800	
	77	334,100	382,100	424,300	
	78	334,800	382,900	424,800	
	79	335,500	384,100	425,300	
	80	336,000	385,300	426,000	
	81	336,300	385,700	426,400	
	82	336,900	386,700		
	83	337,500	387,800		
	84	338,100	388,700		
	85	338,400	389,900		
	86	339,100	391,100		
	87	339,600	392,300		
	88	340,100	393,200		
	89	340,600	394,300		
	90	341,100	395,600		
	91	341,700	396,700		
	92	342,100	397,900		
	93	342,800	398,600		
	94	343,300	399,500		
	95	344,000	400,300		
	96	344,600	401,200		
	97	345,100	402,000		
	98	345,600	402,800		
	99	346,400	403,500		
	100	347,100	404,200		

	101	347,700	404,800			
	102	348,300	405,500			
	103	348,800	406,300			
	104	349,300	407,200			
	105	350,100	407,700			
	106	350,700	408,500			
	107	351,300	409,300			
	108	351,900	410,100			
	109	352,400	410,700			
	110	352,900	411,400			
	111	353,400	412,000			
	112	353,800	412,700			
	113	354,100	413,400			
	114	354,600	414,000			
	115	355,100	414,500			
	116	355,600	415,200			
	117	355,800	415,900			
	118	356,100	416,500			
	119	356,500	417,100			
	120	356,900	417,700			
	121	357,400	418,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ホ 特定獣医師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	230,400	292,800	341,900	352,700	379,700	434,300	486,700
	2	232,100	294,400	343,700	354,400	381,400	436,200	492,000
	3	233,800	296,000	345,500	356,100	383,000	438,100	496,900
	4	235,400	297,500	347,300	357,800	384,600	439,900	501,500
	5	237,000	299,000	349,200	359,500	386,200	441,800	505,500
	6	238,500	300,200	350,700	361,100	387,800	443,600	508,900
	7	239,900	301,500	352,200	362,600	389,400	445,400	511,800
	8	241,300	302,700	353,700	364,200	391,000	447,200	514,300
	9	242,400	304,000	355,300	365,800	392,500	448,800	516,300
	10	243,900	305,500	356,800	367,300	394,100	450,300	
	11	245,300	307,100	358,300	368,900	395,700	451,800	
	12	246,700	308,600	359,800	370,400	397,200	453,300	
	13	248,000	310,100	361,400	372,000	398,800	454,800	
	14	249,300	311,600	362,900	373,500	400,700	456,100	
	15	250,600	313,300	364,400	375,100	402,600	457,400	
	16	251,800	314,800	365,900	376,600	404,500	458,600	
	17	253,000	316,500	367,400	378,100	406,300	459,800	
	18	254,300	318,200	368,900	379,800	408,200	461,100	
	19	255,600	319,800	370,400	381,500	410,000	462,400	
	20	256,900	321,400	372,000	383,300	411,700	463,600	
	21	258,400	322,900	373,500	384,900	412,900	464,800	
	22	259,800	324,500	375,100	386,700	414,500	465,600	
	23	261,200	326,000	376,600	388,300	416,000	466,400	
	24	262,600	327,500	378,100	389,900	417,500	467,200	
	25	263,900	329,000	379,300	391,100	419,000	467,800	
	26	265,200	330,300	380,700	392,600	419,900	468,400	
	27	266,600	331,500	382,200	394,100	420,900	469,000	
	28	267,800	332,700	383,700	395,600	421,800	469,600	
	29	269,100	333,900	385,100	397,100	422,800	470,300	
	30	270,300	335,000	386,600	398,300	424,000	471,100	
	31	271,400	336,200	388,100	399,500	425,100	471,500	
	32	272,500	337,300	389,600	400,700	426,200	472,200	
	33	273,500	338,400	390,900	401,900	427,100	472,700	
	34	274,600	339,500	392,300	403,200	427,800	473,100	
	35	275,700	340,600	393,600	404,400	428,400	473,500	
	36	276,800	341,700	395,000	405,600	429,100	473,900	
	37	277,800	342,700	395,900	406,500	429,600	474,300	
	38	278,700	343,800	397,000	407,400	430,100	474,600	
	39	279,600	344,900	397,900	408,200	430,600	474,900	
	40	280,400	345,900	398,900	409,000	431,000	475,200	
	41	281,200	347,000	399,400	409,500	431,400	475,500	
	42	282,100	348,000	399,700	409,900	431,600	475,800	
	43	282,800	349,000	400,100	410,400	431,900	476,100	
	44	283,700	350,000	400,500	410,800	432,200	476,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	284,500	351,000	400,900	411,200	432,500	476,700
	46	285,400	352,300	401,400	411,500	432,800	
	47	286,200	353,300	402,000	412,000	433,100	
	48	287,000	354,300	402,500	412,400	433,400	
	49	287,800	355,100	403,000	412,800	433,600	
	50	288,600	356,300	403,600	413,200	433,900	
	51	289,400	357,600	404,200	413,700	434,100	
	52	290,000	358,700	404,700	414,100	434,400	
	53	290,700	359,500	405,100	414,400	434,600	
	54	291,500	361,000	405,600	414,800	434,900	
	55	292,200	362,300	406,100	415,100	435,200	
	56	292,800	363,600	406,700	415,600	435,500	
	57	293,500	364,800	407,200	415,900	435,700	
	58	294,300	366,400	407,800	416,400	436,000	
	59	294,900	367,800	408,100	416,700	436,300	
	60	295,600	369,300	408,600	417,100	436,500	
	61	296,200	370,400	409,100	417,400	436,700	
	62	297,000	372,000	409,500	417,800	437,000	
	63	297,700	373,200	410,000	418,200	437,300	
	64	298,200	374,600	410,500	418,500	437,500	
	65	298,800	375,800	411,000	418,900	437,700	
	66	299,500	376,900	411,500	419,300	438,000	
	67	300,200	378,100	411,900	419,600	438,300	
	68	300,800	379,200	412,200	419,900	438,500	
	69	301,400	380,100	412,500	420,100	438,700	
	70	302,100	381,100	412,800	420,400	439,000	
	71	302,800	382,000	413,100	420,700	439,300	
	72	303,400	383,000	413,300	420,900	439,500	
	73	303,900	383,900	413,500	421,100	439,700	
	74	304,500	384,600	413,800	421,400	440,000	
	75	305,100	385,300	414,100	421,700	440,300	
	76	305,800	386,100	414,300	421,900	440,500	
	77	306,400	386,700	414,500	422,100	440,700	
	78	306,800	387,200	414,800	422,400	441,000	
	79	307,300	387,800	415,100	422,700	441,300	
	80	307,800	388,300	415,300	422,900	441,500	
	81	308,300	388,800	415,500	423,100	441,700	
	82	308,800	389,000	415,800	423,400	442,000	
	83	309,300	389,600	416,100	423,700	442,300	
	84	309,700	390,200	416,300	423,900	442,500	
	85	310,100	390,500	416,500	424,100	442,700	
	86	310,700	391,000	416,800	424,400		
	87	311,100	391,400	417,100	424,700		
	88	311,500	391,900	417,300	424,900		
	89	311,900	392,400	417,500	425,100		
	90	312,300	392,900	417,800	425,400		
	91	312,600	393,400	418,100	425,700		
	92	313,000	393,800	418,300	425,900		

	93	313,400	394,000	418,500	426,100			
	94		394,400	418,800	426,400			
	95		394,900	419,100	426,700			
	96		395,300	419,300	426,900			
	97		395,600	419,500	427,100			
	98			419,800	427,400			
	99			420,100	427,700			
	100			420,300	427,900			
	101			420,500	428,100			
	102				428,400			
	103				428,700			
	104				428,900			
	105				429,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		276,500	300,450	324,400	337,100	359,800	405,400	442,400

備考 この表は、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

へ 公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	454,800
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	461,600
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	467,700
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	474,100
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	480,700
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	486,400
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	494,900
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	500,900
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	505,800
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	510,000
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	514,000
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	517,400
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	520,300
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	522,800
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	525,000
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	457,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	459,300	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	460,700	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	462,300	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	463,600	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	465,300	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	466,900	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	468,400	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	435,300	469,800	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	437,000	471,500	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	438,700	473,200	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	440,300	474,800	
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	441,900	476,200	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	443,400	476,800	
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	445,000	477,500	
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	446,400	478,200	
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	447,700	478,500	
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	449,200	479,100	
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	450,700	479,800	
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	452,200	480,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	453,700	481,100
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	455,000	481,800
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	456,300	482,300
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	457,500	482,800
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	458,500	483,200
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	459,000	483,500
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	459,800	483,700
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	460,600	484,100
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	461,100	484,500
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	461,400	484,700
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	461,800	485,000
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	462,000	485,100
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	462,300	485,500
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	462,700	485,700
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	463,000	485,900
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	463,300	486,100
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	463,500	486,500
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	463,800	486,800
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	464,100	487,100
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	464,300	487,300
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	464,600	487,500
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	464,900	487,800
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	465,200	488,100
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	465,400	488,300
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	465,700	488,500
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	466,000	488,800
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	466,300	489,100
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	466,600	489,300
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	466,800	489,500
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	467,100	
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	467,400	
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	467,700	
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	467,900	
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	468,200	
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	468,500	
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	468,800	
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	469,000	
	86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900	469,300	
	87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300	469,600	
	88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,600	469,900	
	89	325,500	345,300	371,800	412,600	446,900	470,100	
	90	326,100	346,600	373,000	413,100		470,400	
	91	326,800	347,800	374,200	413,600		470,700	
	92	327,500	349,000	375,500	414,100		471,000	
	93	328,000	350,200	376,800	414,500		471,200	
	94	328,700	351,500	378,300	414,900			
	95	329,600	352,700	379,800	415,400			
	96	330,400	353,900	381,200	415,900			
	97	331,100	355,100	382,500	416,300			
	98	331,900	356,400	383,700	416,800			
	99	332,700	357,600	384,800	417,300			
	100	333,500	358,800	386,000	417,700			

	101	334,400	360,200	387,100	418,000				
	102	335,400	361,100	388,200	418,400				
	103	336,400	362,100	389,300	418,800				
	104	337,300	363,200	390,400	419,100				
	105	338,100	364,300	391,600	419,400				
	106	338,700	365,400	392,100	419,900				
	107	339,300	366,400	392,700	420,400				
	108	339,900	367,400	393,300	420,900				
	109	340,400	368,600	393,900	421,200				
	110	340,900	369,600	394,400	421,700				
	111	341,300	370,600	394,800	422,200				
	112	341,800	371,500	395,300	422,700				
	113	342,600	372,400	395,700	423,000				
	114	343,200	373,300	396,100	423,500				
	115	343,900	374,200	396,600	424,000				
	116	344,500	375,200	397,100	424,500				
	117	345,100	376,200	397,500	424,900				
	118	345,800	376,600	398,000	425,400				
	119	346,500	377,200	398,600	425,800				
	120	347,200	377,800	399,100	426,300				
	121	347,800	378,100	399,300	426,700				
	122	348,100	378,500	399,800	427,100				
	123	348,600	378,900	400,300	427,500				
	124	349,100	379,300	400,700	427,900				
	125	349,400	379,700	401,200	428,300				
	126		380,100	401,700	428,700				
	127		380,500	402,200	429,100				
	128		380,900	402,700	429,500				
	129		381,300	403,000	429,800				
	130		381,700	403,500	430,200				
	131		382,100	404,000	430,600				
	132		382,500	404,500	430,900				
	133		382,700	404,800	431,200				
	134		383,200	405,300					
	135		383,500	405,700					
	136		383,800	406,100					
	137		384,100	406,400					
	138		384,500	406,800					
	139		385,000	407,300					
	140		385,500	407,800					
	141		385,800	408,100					
	142		386,300						
	143		386,800						
	144		387,300						
	145		387,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	390,700	429,400	464,800

備考 この表は、警察官に適用する。

ト 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	270,400	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	379,800	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	381,400	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	382,900	436,200	509,200
	25	270,500	309,900	384,400	437,800	509,800
	26	271,700	311,800	386,100	439,200	510,400
	27	272,900	313,700	387,700	440,500	510,900
	28	274,100	315,500	389,200	441,900	511,400
	29	275,200	317,400	390,800	443,300	511,900
	30	276,200	319,300	392,400	444,600	512,400
	31	277,300	321,100	394,000	446,100	512,900
	32	278,300	322,800	395,600	447,600	513,300
	33	279,400	324,500	397,200	449,200	513,700
	34	280,500	326,300	398,800	450,600	
	35	281,700	328,000	400,300	452,200	
	36	283,000	329,700	401,800	453,700	
	37	284,200	331,400	403,300	455,400	
	38	285,300	333,200	404,800	456,900	
	39	286,500	335,000	406,300	458,500	
	40	287,600	336,700	407,700	460,100	
	41	288,900	338,100	409,000	461,600	
	42	289,900	340,000	410,500	463,100	
	43	290,900	341,800	411,900	464,300	
	44	291,800	343,500	413,300	465,500	

	45	292,400	345,300	414,800	466,700
	46	293,200	347,200	416,400	468,000
	47	294,000	348,900	418,000	469,200
	48	294,800	350,700	419,400	470,400
	49	295,500	352,500	420,600	471,500
	50	296,300	354,300	422,000	472,700
	51	297,000	356,000	423,400	473,900
	52	297,800	357,700	424,700	475,100
	53	298,600	359,400	425,900	476,300
	54	299,400	360,800	427,100	477,500
	55	300,100	362,200	428,400	478,700
	56	300,900	363,700	429,700	479,900
	57	301,600	365,300	431,000	481,000
	58	302,200	366,900	432,300	481,600
	59	303,000	368,400	433,700	482,100
	60	303,800	370,000	434,900	482,600
	61	304,500	371,600	436,100	483,100
	62	305,100	373,200	437,500	483,600
	63	305,900	374,800	438,900	484,100
	64	306,500	376,300	440,200	484,600
	65	307,500	377,900	441,400	485,000
	66	308,300	379,500	442,600	485,500
	67	309,000	381,100	443,900	485,900
	68	309,700	382,600	445,300	486,300
	69	310,400	384,100	446,600	486,700
	70	311,100	385,700	447,800	487,100
	71	311,800	387,100	448,800	487,500
	72	312,500	388,600	450,000	487,900
	73	313,200	390,100	451,200	488,200
	74	313,900	391,700	452,300	
	75	314,600	393,300	453,500	
	76	315,200	394,800	454,500	
	77	315,800	396,200	455,600	
	78	316,500	397,600	456,600	
	79	317,200	399,000	457,600	
	80	317,800	400,300	458,600	
	81	318,400	401,600	459,500	
	82	319,000	403,000	460,300	
	83	319,700	404,300	461,100	
	84	320,400	405,600	461,900	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	85	321,100	406,700	462,600	
	86	321,900	408,100	463,000	
	87	322,600	409,400	463,400	
	88	323,200	410,700	463,800	
	89	323,900	411,900	464,200	
	90	324,700	413,200	464,500	
	91	325,400	414,300	464,800	
	92	326,200	415,500	465,000	

93	326, 700	416, 700	465, 300
94	327, 400	417, 800	465, 600
95	328, 100	419, 000	465, 900
96	328, 800	420, 200	466, 100
97	329, 400	421, 600	466, 300
98	330, 000	422, 600	466, 600
99	330, 800	423, 600	466, 900
100	331, 500	424, 600	467, 100
101	332, 300	425, 500	467, 300
102	333, 100	426, 500	467, 600
103	334, 000	427, 600	467, 900
104	334, 800	428, 700	468, 100
105	335, 400	429, 400	468, 300
106	336, 200	430, 300	468, 600
107	337, 000	431, 200	468, 900
108	337, 800	432, 100	469, 100
109	338, 400	432, 900	469, 300
110	338, 800	433, 700	
111	339, 100	434, 500	
112	339, 600	435, 300	
113	340, 100	435, 900	
114	340, 500	436, 600	
115	340, 900	437, 300	
116	341, 300	438, 000	
117	341, 800	438, 600	
118	342, 300	439, 100	
119	342, 700	439, 400	
120	343, 200	439, 700	
121	343, 700	440, 000	
122	344, 100	440, 300	
123	344, 500	440, 600	
124	345, 000	440, 800	
125	345, 500	441, 000	
126	345, 800	441, 300	
127	346, 100	441, 600	
128	346, 400	441, 800	
129	346, 600	442, 000	
130	346, 900	442, 300	
131	347, 200	442, 600	
132	347, 400	442, 800	
133	347, 600	443, 000	
134	347, 800	443, 300	
135	348, 000	443, 600	
136	348, 300	443, 800	
137	348, 600	444, 000	
138	348, 800	444, 300	
139	349, 100	444, 600	
140	349, 400	444, 800	

	141	349,600	445,000			
	142	349,800	445,300			
	143	350,100	445,600			
	144	350,300	445,800			
	145	350,600	446,000			
	146	350,800	446,300			
	147	351,100	446,600			
	148	351,400	446,800			
	149	351,600	447,000			
	150	351,800	447,300			
	151	352,100	447,600			
	152	352,400	447,800			
	153	352,600	448,000			
	154	352,900				
	155	353,200				
	156	353,400				
	157	353,600				
	158	353,900				
	159	354,200				
	160	354,400				
	161	354,600				
	162	354,900				
	163	355,200				
	164	355,400				
	165	355,600				
	166	355,900				
	167	356,200				
	168	356,400				
	169	356,600				
	170	356,900				
	171	357,200				
	172	357,400				
	173	357,600				
	174	357,900				
	175	358,200				
	176	358,400				
	177	358,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		268,200	313,100	345,700	376,600	471,600

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に11,500円を、4級である教育職員の給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

チ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	482,000
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	482,500
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	483,300
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	483,700
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	484,100
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	484,500
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	484,900
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	485,300
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	485,700
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	486,100
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	486,400
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	292,000	324,500	407,900	428,000
	46	292,800	326,300	409,100	429,200
	47	293,600	328,000	410,300	430,400
	48	294,400	329,700	411,400	431,600
	49	295,000	331,400	412,300	432,700
	50	295,800	333,200	413,500	433,700
	51	296,500	335,000	414,500	435,000
	52	297,200	336,700	415,600	436,200
	53	298,000	338,100	416,400	437,400
	54	298,800	340,000	417,500	438,500
	55	299,400	341,800	418,500	439,600
	56	300,100	343,500	419,500	440,700
	57	300,800	345,300	420,600	441,700
	58	301,600	347,200	421,600	442,900
	59	302,400	348,900	422,700	444,100
	60	303,000	350,700	423,800	445,300
	61	303,600	352,500	424,800	445,900
	62	304,300	354,300	425,900	446,700
	63	305,000	356,000	427,000	447,400
	64	305,500	357,700	428,000	447,900
	65	306,200	359,400	428,900	448,200
	66	306,900	360,800	429,800	448,500
	67	307,500	362,200	430,800	448,900
	68	308,100	363,700	431,800	449,300
	69	308,800	365,300	432,600	449,600
	70	309,500	366,800	433,400	450,000
	71	310,100	368,300	434,100	450,300
	72	310,800	369,800	434,900	450,600
	73	311,300	371,200	435,600	450,900
	74	312,000	372,800	436,200	451,200
	75	312,700	374,300	436,900	451,500
	76	313,200	375,700	437,600	451,800
	77	313,800	377,100	438,200	452,000
	78	314,500	378,600	438,900	452,300
	79	315,100	380,100	439,400	452,600
	80	315,700	381,700	440,000	452,800
	81	316,200	383,000	440,400	453,000
	82	316,800	384,300	440,800	453,300
	83	317,400	385,600	441,100	453,600
	84	318,000	386,800	441,300	453,800
	85	318,400	387,900	441,500	454,000
	86	318,800	389,100	441,800	454,300
	87	319,300	390,100	442,100	454,600
	88	319,800	391,200	442,300	454,800
	89	320,200	392,200	442,500	455,000
	90	320,600	393,300	442,800	455,300
	91	321,000	394,400	443,100	455,600
	92	321,400	395,400	443,300	455,800

93	321, 700	396, 500	443, 500	456, 000
94	322, 100	397, 600	443, 800	
95	322, 500	398, 600	444, 100	
96	322, 800	399, 700	444, 300	
97	323, 100	400, 700	444, 500	
98	323, 500	401, 700	444, 800	
99	323, 800	402, 600	445, 100	
100	324, 100	403, 500	445, 300	
101	324, 500	404, 300	445, 500	
102	324, 800	405, 300	445, 800	
103	325, 100	406, 100	446, 100	
104	325, 400	407, 000	446, 300	
105	325, 600	407, 800	446, 500	
106	325, 900	408, 700	446, 800	
107	326, 200	409, 600	447, 100	
108	326, 400	410, 500	447, 300	
109	326, 600	411, 300	447, 500	
110	326, 800	412, 300		
111	327, 100	413, 200		
112	327, 400	414, 100		
113	327, 600	414, 700		
114	327, 800	415, 600		
115	328, 000	416, 500		
116	328, 300	417, 400		
117	328, 600	418, 200		
118	328, 800	418, 900		
119	329, 100	419, 700		
120	329, 400	420, 500		
121	329, 600	421, 100		
122	329, 800	421, 800		
123	330, 000	422, 500		
124	330, 300	423, 100		
125	330, 600	423, 700		
126	330, 800	424, 400		
127	331, 100	424, 900		
128	331, 300	425, 500		
129	331, 500	426, 100		
130	331, 800	426, 700		
131	332, 100	427, 200		
132	332, 300	427, 700		
133	332, 500	428, 000		
134	332, 800	428, 300		
135	333, 100	428, 500		
136	333, 300	428, 800		
137	333, 500	429, 100		
138		429, 400		
139		429, 700		
140		430, 000		

	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
	150		432,700			
	151		433,000			
	152		433,200			
	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
	158		434,700			
	159		435,000			
	160		435,200			
	161		435,400			
	162		435,700			
	163		436,000			
	164		436,200			
	165		436,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		259,100	310,000	340,900	370,000	460,300

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に11,500円を、4級である教育職員の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

別表第 3

号給	給 料 月 額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

別表第4

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	223,000	270,400	323,600	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	325,500	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	327,400	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	329,100	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	330,800	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	332,600	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	334,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	336,100	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	337,800	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	339,700	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	341,500	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	343,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	344,800	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	346,700	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	348,600	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	350,300	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	352,000	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	354,200	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	356,000	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	357,700	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	359,400	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	361,200	379,800	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	362,800	381,400	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	364,500	382,900	436,200	509,200
	25	270,500	309,900	366,200	384,400	437,800	509,800
	26	271,700	311,800	367,500	386,100	439,200	510,400
	27	272,900	313,700	368,900	387,700	440,500	510,900
	28	274,100	315,500	370,300	389,200	441,900	511,400
	29	275,200	317,400	371,800	390,800	443,300	511,900
	30	276,200	319,300	373,400	392,400	444,600	512,400
	31	277,300	321,100	374,900	394,000	446,100	512,900
	32	278,300	322,800	376,500	395,600	447,600	513,300
	33	279,400	324,500	378,100	397,200	449,200	513,700
	34	280,500	326,300	379,700	398,800	450,600	
	35	281,700	328,000	381,300	400,300	452,200	
	36	283,000	329,700	382,800	401,800	453,700	
	37	284,200	331,400	384,400	403,300	455,400	
	38	285,300	333,200	386,000	404,800	456,900	
	39	286,500	335,000	387,600	406,300	458,500	
	40	287,600	336,700	389,100	407,700	460,100	
	41	288,900	338,100	390,600	409,000	461,600	
	42	289,900	340,000	392,200	410,500	463,100	
	43	290,900	341,800	393,700	411,900	464,300	
	44	291,800	343,500	395,200	413,300	465,500	

	45	292,400	345,300	396,700	414,800	466,700
	46	293,200	347,200	398,200	416,400	468,000
	47	294,000	348,900	399,800	418,000	469,200
	48	294,800	350,700	401,200	419,400	470,400
	49	295,500	352,500	402,600	420,600	471,500
	50	296,300	354,300	404,000	422,000	472,700
	51	297,000	356,000	405,400	423,400	473,900
	52	297,800	357,700	406,800	424,700	475,100
	53	298,600	359,400	408,200	425,900	476,300
	54	299,400	360,800	409,700	427,100	477,500
	55	300,100	362,200	411,100	428,400	478,700
	56	300,900	363,700	412,500	429,700	479,900
	57	301,600	365,300	413,600	431,000	481,000
	58	302,200	366,900	415,000	432,300	481,600
	59	303,000	368,400	416,400	433,700	482,100
	60	303,800	370,000	417,700	434,900	482,600
	61	304,500	371,600	418,900	436,100	483,100
	62	305,100	373,200	420,100	437,500	483,600
	63	305,900	374,800	421,300	438,900	484,100
	64	306,500	376,300	422,600	440,200	484,600
	65	307,500	377,900	423,800	441,400	485,000
	66	308,300	379,500	425,000	442,600	485,500
	67	309,000	381,100	426,300	443,900	485,900
	68	309,700	382,600	427,500	445,300	486,300
	69	310,400	384,100	428,800	446,600	486,700
	70	311,100	385,700	430,000	447,800	487,100
	71	311,800	387,100	431,200	448,800	487,500
	72	312,500	388,600	432,400	450,000	487,900
	73	313,200	390,100	433,400	451,200	488,200
	74	313,900	391,700	434,500	452,300	
	75	314,600	393,300	435,700	453,500	
	76	315,200	394,800	437,000	454,500	
	77	315,800	396,200	438,000	455,600	
	78	316,500	397,600	439,000	456,600	
	79	317,200	399,000	440,000	457,600	
	80	317,800	400,300	441,000	458,600	
	81	318,400	401,600	442,000	459,500	
	82	319,000	403,000	443,000	460,300	
	83	319,700	404,300	444,000	461,100	
	84	320,400	405,600	444,900	461,900	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	85	321,100	406,700	445,700	462,600	
	86	321,900	408,100	446,600	463,000	
	87	322,600	409,400	447,400	463,400	
	88	323,200	410,700	448,300	463,800	
	89	323,900	411,900	449,000	464,200	
	90	324,700	413,200	449,700	464,500	
	91	325,400	414,300	450,200	464,800	
	92	326,200	415,500	450,800	465,000	

93	326,700	416,700	451,300	465,300
94	327,400	417,800	451,600	465,600
95	328,100	419,000	452,000	465,900
96	328,800	420,200	452,300	466,100
97	329,400	421,600	452,600	466,300
98	330,000	422,600	452,900	466,600
99	330,800	423,600	453,200	466,900
100	331,500	424,600	453,400	467,100
101	332,300	425,500	453,600	467,300
102	333,100	426,500	453,900	467,600
103	334,000	427,600	454,200	467,900
104	334,800	428,700	454,400	468,100
105	335,400	429,400	454,600	468,300
106	336,200	430,300	454,900	468,600
107	337,000	431,200	455,200	468,900
108	337,800	432,100	455,400	469,100
109	338,400	432,900	455,600	469,300
110	338,800	433,700	455,900	
111	339,100	434,500	456,200	
112	339,600	435,300	456,400	
113	340,100	435,900	456,600	
114	340,500	436,600		
115	340,900	437,300		
116	341,300	438,000		
117	341,800	438,600		
118	342,300	439,100		
119	342,700	439,400		
120	343,200	439,700		
121	343,700	440,000		
122	344,100	440,300		
123	344,500	440,600		
124	345,000	440,800		
125	345,500	441,000		
126	345,800	441,300		
127	346,100	441,600		
128	346,400	441,800		
129	346,600	442,000		
130	346,900	442,300		
131	347,200	442,600		
132	347,400	442,800		
133	347,600	443,000		
134	347,800	443,300		
135	348,000	443,600		
136	348,300	443,800		
137	348,600	444,000		
138	348,800	444,300		
139	349,100	444,600		
140	349,400	444,800		

	141	349,600	445,000				
	142	349,800	445,300				
	143	350,100	445,600				
	144	350,300	445,800				
	145	350,600	446,000				
	146	350,800	446,300				
	147	351,100	446,600				
	148	351,400	446,800				
	149	351,600	447,000				
	150	351,800	447,300				
	151	352,100	447,600				
	152	352,400	447,800				
	153	352,600	448,000				
	154	352,900					
	155	353,200					
	156	353,400					
	157	353,600					
	158	353,900					
	159	354,200					
	160	354,400					
	161	354,600					
	162	354,900					
	163	355,200					
	164	355,400					
	165	355,600					
	166	355,900					
	167	356,200					
	168	356,400					
	169	356,600					
	170	356,900					
	171	357,200					
	172	357,400					
	173	357,600					
	174	357,900					
	175	358,200					
	176	358,400					
	177	358,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		268,200	313,100	329,400	345,700	376,600	471,600

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である教育職員の給料月額は、この表の額に15,400円を、6級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	323,600	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	325,500	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	327,400	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	329,100	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	330,800	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	332,600	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	334,400	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	336,100	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	337,800	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	339,700	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	341,500	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	343,300	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	344,800	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	346,700	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	348,600	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	350,300	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	352,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	354,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	356,000	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	357,700	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	359,400	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	361,200	379,600	402,100	482,000
	23	268,100	283,100	362,800	381,000	403,300	482,500
	24	269,300	284,300	364,500	382,300	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	366,200	383,600	405,400	483,300
	26	271,600	287,300	367,500	385,100	406,500	483,700
	27	272,700	289,000	368,900	386,500	407,600	484,100
	28	273,800	290,700	370,300	387,800	408,700	484,500
	29	275,000	292,400	371,800	389,000	409,800	484,900
	30	276,100	294,400	373,200	390,400	411,000	485,300
	31	277,200	296,600	374,700	391,700	412,100	485,700
	32	278,200	298,900	376,100	393,000	413,200	486,100
	33	279,300	301,100	377,400	394,300	414,200	486,400
	34	280,300	303,300	379,000	395,400	415,300	
	35	281,300	305,600	380,400	396,500	416,500	
	36	282,400	307,800	381,700	397,700	417,700	
	37	283,600	309,900	383,000	398,900	418,800	
	38	284,500	311,800	384,500	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	385,900	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	387,400	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	388,700	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	389,900	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	391,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	392,200	406,800	426,800	

	45	292,000	324,500	393,300	407,900	428,000
	46	292,800	326,300	394,500	409,100	429,200
	47	293,600	328,000	395,700	410,300	430,400
	48	294,400	329,700	396,800	411,400	431,600
	49	295,000	331,400	397,800	412,300	432,700
	50	295,800	333,200	398,900	413,500	433,700
	51	296,500	335,000	400,000	414,500	435,000
	52	297,200	336,700	401,100	415,600	436,200
	53	298,000	338,100	402,200	416,400	437,400
	54	298,800	340,000	403,400	417,500	438,500
	55	299,400	341,800	404,500	418,500	439,600
	56	300,100	343,500	405,600	419,500	440,700
	57	300,800	345,300	406,600	420,600	441,700
	58	301,600	347,200	407,700	421,600	442,900
	59	302,400	348,900	408,600	422,700	444,100
	60	303,000	350,700	409,600	423,800	445,300
	61	303,600	352,500	410,400	424,800	445,900
	62	304,300	354,300	411,500	425,900	446,700
	63	305,000	356,000	412,400	427,000	447,400
	64	305,500	357,700	413,300	428,000	447,900
	65	306,200	359,400	414,300	428,900	448,200
	66	306,900	360,800	415,200	429,800	448,500
	67	307,500	362,200	416,200	430,800	448,900
	68	308,100	363,700	417,200	431,800	449,300
	69	308,800	365,300	418,100	432,600	449,600
	70	309,500	366,800	419,200	433,400	450,000
	71	310,100	368,300	420,200	434,100	450,300
	72	310,800	369,800	421,100	434,900	450,600
	73	311,300	371,200	421,900	435,600	450,900
	74	312,000	372,800	422,800	436,200	451,200
	75	312,700	374,300	423,700	436,900	451,500
	76	313,200	375,700	424,700	437,600	451,800
	77	313,800	377,100	425,500	438,200	452,000
	78	314,500	378,600	426,200	438,900	452,300
	79	315,100	380,100	427,000	439,400	452,600
	80	315,700	381,700	427,800	440,000	452,800
	81	316,200	383,000	428,400	440,400	453,000
	82	316,800	384,300	429,100	440,800	453,300
	83	317,400	385,600	429,800	441,100	453,600
	84	318,000	386,800	430,400	441,300	453,800
	85	318,400	387,900	431,000	441,500	454,000
	86	318,800	389,100	431,700	441,800	454,300
	87	319,300	390,100	432,200	442,100	454,600
	88	319,800	391,200	432,800	442,300	454,800
	89	320,200	392,200	433,300	442,500	455,000
	90	320,600	393,300	433,800	442,800	455,300
	91	321,000	394,400	434,200	443,100	455,600
	92	321,400	395,400	434,600	443,300	455,800

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

93	321, 700	396, 500	434, 800	443, 500	456, 000
94	322, 100	397, 600	435, 100	443, 800	
95	322, 500	398, 600	435, 400	444, 100	
96	322, 800	399, 700	435, 600	444, 300	
97	323, 100	400, 700	435, 900	444, 500	
98	323, 500	401, 700	436, 200	444, 800	
99	323, 800	402, 600	436, 500	445, 100	
100	324, 100	403, 500	436, 700	445, 300	
101	324, 500	404, 300	437, 000	445, 500	
102	324, 800	405, 300	437, 300	445, 800	
103	325, 100	406, 100	437, 600	446, 100	
104	325, 400	407, 000	437, 800	446, 300	
105	325, 600	407, 800	438, 000	446, 500	
106	325, 900	408, 700	438, 300	446, 800	
107	326, 200	409, 600	438, 600	447, 100	
108	326, 400	410, 500	438, 800	447, 300	
109	326, 600	411, 300	439, 000	447, 500	
110	326, 800	412, 300	439, 300		
111	327, 100	413, 200	439, 600		
112	327, 400	414, 100	439, 800		
113	327, 600	414, 700	440, 000		
114	327, 800	415, 600			
115	328, 000	416, 500			
116	328, 300	417, 400			
117	328, 600	418, 200			
118	328, 800	418, 900			
119	329, 100	419, 700			
120	329, 400	420, 500			
121	329, 600	421, 100			
122	329, 800	421, 800			
123	330, 000	422, 500			
124	330, 300	423, 100			
125	330, 600	423, 700			
126	330, 800	424, 400			
127	331, 100	424, 900			
128	331, 300	425, 500			
129	331, 500	426, 100			
130	331, 800	426, 700			
131	332, 100	427, 200			
132	332, 300	427, 700			
133	332, 500	428, 000			
134	332, 800	428, 300			
135	333, 100	428, 500			
136	333, 300	428, 800			
137	333, 500	429, 100			
138		429, 400			
139		429, 700			
140		430, 000			

	141		430,300				
	142		430,600				
	143		430,900				
	144		431,200				
	145		431,400				
	146		431,700				
	147		432,000				
	148		432,200				
	149		432,400				
	150		432,700				
	151		433,000				
	152		433,200				
	153		433,400				
	154		433,700				
	155		434,000				
	156		434,200				
	157		434,400				
	158		434,700				
	159		435,000				
	160		435,200				
	161		435,400				
	162		435,700				
	163		436,000				
	164		436,200				
	165		436,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		259,100	310,000	325,500	340,900	370,000	460,300

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である教育職員の給料月額は、この表の額に15,600円を、6級である教育職員の給料月額は、この表の額に8,100円をそれぞれ加算した額とする。

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和8年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の適用給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養親族数別人員	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	(7)
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	(8)

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	(26)
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	(28)
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(29)
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(30)
第15表 民間における初任給の改定状況	(37)
第16表 民間における給与改定の状況	(38)
第17表 民間における住宅手当の支給状況	(39)
第18表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	(40)
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	(41)
第20表 民間における定年制の状況	(42)
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	(42)
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準…	(42)

3 生計費関係資料

令和8年4月の標準生計費	(43)
第23表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(43)

1 職員給与関係資料

令和8年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和8年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

令和8年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員（1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

(令和8年県職員給与等実態調査)

給料表 \ 区 分	適 用 人 員	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
全 給 料 表	(39,077) 人 39,051	(40.3) 歳 40.2	(18.2) 年 18.0
行 政 職 給 料 表	(8,960) 8,992	(40.8) 40.4	(18.9) 18.6
医 師 職 給 料 表	(37) 37	(44.5) 45.3	(19.9) 20.8
看 護 師 職 給 料 表	(41) 40	(39.4) 37.9	(16.4) 14.9
研 究 職 給 料 表	(334) 345	(42.4) 42.0	(19.4) 19.0
特 定 獣 医 師 職 給 料 表	(68) 73	(41.6) 40.0	(17.6) 15.7
公 安 職 給 料 表	(11,110) 11,140	(39.8) 40.1	(18.5) 18.8
教 育 職 給 料 表 (二)	(5,322) 5,263	(43.0) 42.7	(20.3) 19.9
教 育 職 給 料 表 (三)	(13,200) 13,157	(39.3) 39.0	(16.5) 16.2
特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	(5) 4	(46.7) 42.1	(13.6) 6.9

(注) 1 ()内は、令和7年の数値である。

2 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない。以下第11表まで同じ。

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、県職員給与条例付則第38項、警察職員給与条例付則第34項又は学校職員給与条例付則第35項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。以下第11表まで同じ。

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和8年県職員給与等実態調査)

区分 給料表	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男 性	女 性
全 給 料 表	% (76.5) 76.7	% (5.7) 5.3	% (17.8) 18.0	% (0.0) 0.0	% (60.7) 60.6	% (39.3) 39.4
行 政 職 給 料 表	(66.9) 67.0	(7.0) 6.7	(26.0) 26.2	(0.1) 0.1	(57.1) 56.6	(42.9) 43.4
医 師 職 給 料 表	(100.0) 100.0	(—) —	(—) —	(—) —	(45.9) 48.6	(54.1) 51.4
看 護 師 職 給 料 表	(19.5) 22.5	(75.6) 72.5	(4.9) 5.0	(—) —	(9.8) 10.0	(90.2) 90.0
研 究 職 給 料 表	(98.8) 98.8	(0.6) 0.9	(0.6) 0.3	(—) —	(73.7) 76.8	(26.3) 23.2
特 定 獣 医 師 職 給 料 表	(100.0) 100.0	(—) —	(—) —	(—) —	(58.8) 57.5	(41.2) 42.5
公 安 職 給 料 表	(55.1) 55.1	(3.7) 3.6	(41.2) 41.3	(0.0) 0.0	(88.8) 88.3	(11.2) 11.7
教 育 職 給 料 表 (二)	(95.7) 96.0	(3.2) 2.9	(1.1) 1.1	(—) —	(55.2) 54.9	(44.8) 45.1
教 育 職 給 料 表 (三)	(92.5) 93.2	(7.5) 6.8	(—) —	(—) —	(41.6) 41.8	(58.4) 58.2
特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	(100.0) 100.0	(—) —	(—) —	(—) —	(80.0) 75.0	(20.0) 25.0

(注) ()内は、令和7年の数値である。

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当		第一種 初任給調整手当	
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額
全給料表	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
	39,051	357,779	8,410	1,569 (7,283)	16,701	7,594 (17,757)	15,540	10,784 (27,099)	39,027	20,735 (20,748)	310	435 (54,824)
行政職給料表	8,992	338,692	3,685	1,993 (4,862)	-	-	2,681	7,500 (25,155)	8,988	19,350 (19,359)	221	694 (28,229)
医師職給料表	37	502,408	12	3,024 (9,323)	-	-	11	6,465 (21,745)	37	90,687 (90,687)	34	231,000 (251,382)
看護師職給料表	40	324,630	32	11,730 (14,663)	-	-	7	4,225 (24,143)	40	18,461 (18,461)	-	-
研究職給料表	345	390,425	14	404 (9,961)	-	-	147	11,730 (27,530)	345	22,324 (22,324)	4	266 (22,950)
特定獣医師職給料表	73	357,704	73	22,632 (22,632)	-	-	26	8,067 (22,650)	73	21,349 (21,349)	51	29,017 (41,533)
公安職給料表	11,140	360,884	1,228	393 (3,567)	-	-	6,863	18,017 (29,245)	11,140	20,638 (20,638)	-	-
教育職給料表(二)	5,263	381,005	1,527	3,141 (10,824)	4,894	17,389 (18,700)	1,913	9,324 (25,653)	5,263	22,368 (22,368)	-	-
教育職給料表(三)	13,157	357,702	1,839	1,524 (10,905)	11,807	15,585 (17,366)	3,892	7,513 (25,397)	13,137	20,875 (20,908)	-	-
特定任期付職員給料表	4	489,500	-	-	-	-	-	-	4	26,433 (26,433)	-	-

(注) 平均額の欄中、()内は受給職員の平均額を示す。

(令和8年県職員給与等実態調査)

住居手当		通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員 特別手当		へき地手当、 特地勤務手当		産業教育手当、 定時制通信教育手当		合計
受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	平 均 額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
11,531	7,643 (25,883)	35,345	13,033 (14,399)	177	166 (36,701)	2,531	4,172 (64,384)	18,282	2,266 (4,839)	113	86 (29,726)	633	291 (17,927)	426,553
3,159	9,171 (26,106)	8,187	19,221 (21,111)	23	163 (63,826)	657	5,678 (77,706)	-	-	6	17 (25,397)	-	-	402,479
15	10,878 (26,833)	24	15,087 (23,259)	-	-	18	54,894 (112,839)	-	-	-	-	-	-	914,443
21	14,318 (27,271)	36	10,243 (11,381)	-	-	1	1,295 (51,800)	-	-	-	-	-	-	384,902
120	9,199 (26,448)	315	24,824 (27,189)	-	-	39	10,834 (95,838)	-	-	-	-	-	-	470,006
34	12,452 (26,735)	70	30,360 (31,661)	-	-	6	6,956 (84,633)	-	-	-	-	-	-	488,537
2,108	4,994 (26,389)	9,600	14,121 (16,386)	153	448 (32,614)	276	2,106 (85,011)	-	-	2	5 (26,665)	-	-	421,606
1,779	8,730 (25,824)	4,925	12,602 (13,467)	1	7 (38,000)	307	3,364 (57,673)	5,239	4,594 (4,615)	-	-	631	2,149 (17,927)	464,673
4,295	8,312 (25,462)	12,184	7,645 (8,255)	-	-	1,227	4,895 (52,491)	13,043	4,887 (4,930)	105	240 (30,032)	2	3 (18,024)	429,181
-	-	4	36,181 (36,181)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	552,114

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

(令和8年県職員給与等実態調査)

給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合 計
円 343,344	円 7,892	円 19,601	円 9,361	円 6,354	円 109	円 386,661

- (注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、医療技術職員等、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 7,479名 平均年齢 41.0歳 平均経験年数 19.2年)。
2 給料には、給料の調整額を含む。
3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養親族数別人員

(令和8年県職員給与等実態調査)

区 分 扶養親族数	該 当 職 員 数	うち扶養親族である	うち特定期間の	うち子以外の
		子を有する 職員	子を有する 職員	支給対象者を有す る職員
1 人	人 5,304	人 5,081	人 1,778	人 223
2 人	7,002	6,968	2,392	86
3 人	2,776	2,776	1,109	46
4 人	410	409	195	23
5 人	43	43	27	5
6人以上	5	5	3	1
合 計	15,540	15,282	5,504	384

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 この表でいう特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
3 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、1.9人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

(令和8年県職員給与等実態調査)

機関等 区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受 給 職員計	受 給 職 員 1 人 当たり支給月額
	本庁の 部 長	本庁の 次 長	本庁の 課 長	本庁の 副課長	出先の 副所長			
公 立 学 校				校 長	校 長	副校長 教 頭 事務長		
受 給 職 員 数	人 33	人 111	人 288	人 379	人 758	人 962	人 2,531	円 64,384

第7表 職員の地域手当の支給状況

(令和8年県職員給与等実態調査)

支給割合	20%	16%			5.4%		計
地域区分	東京都特別区	大阪市	横浜市	東京都府中市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域	
人 員 (構成比)	人 45 (0.1%)	人 8 (0.0%)	人 1 (0.0%)	人 2 (0.0%)	人 10,678 (27.4%)	人 28,293 (72.5%)	人 39,027 (100.0%)
職員1人 当たり 支給月額	円 69,503	円 62,204	円 57,184	円 64,048	円 20,380	円 20,794	円 20,748

第8表 職員の住居手当の支給状況

(令和8年県職員給与等実態調査)

区 分	借 家 ・ 借 間 に お け る 家 賃 等 の 月 額			計
	27,000円以下	27,000円を超え 61,000円未満	61,000円以上	
受 給 職 員 数	人 27	人 5,545	人 5,959	人 11,531
割 合	% 0.2	% 48.1	% 51.7	% 100.0

(注) 受給職員数には、単身赴任手当受給職員で配偶者等の住居手当を受給している職員8人を含む。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和8年県職員給与等実態調査)

区 分	交 通 機 関 等	交 通 用 具	交 通 機 関 等	計
	利 用 者	使 用 者	・ 交 通 用 具 併 用 者	
受 給 職 員 数	人 9,095	人 24,249	人 2,001	人 35,345
割 合	% 25.7	% 68.6	% 5.7	% 100.0

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和8年県職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給職員 計	受給職員 1人当たり 支給月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km 以上		
受給職員 数	人 134	人 18	人 1	人 3	人 —	人 2	人 19	人 —	人 —	人 —	人 —	人 177	円 36,701

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表適用職員

(令和8年県職員給与等実態調査)

号給	級	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
1		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2					1					13	2
3									4		
4									25		
5				2				1	41		
6				1					5		
7					1				1		
8											
9		66		2					1	11	
10		20		2							
11		4		2	2						
12		45		1	1						
13		17	7	1	2						
14		7	3	6	1						
15		4	4	3	2						
16		34	3	4	2						
17		13	19	5	3						
18		18	11	2	2						
19		11	6	2	3						
20		26	11	1							
21		23	136	5	6						
22		16	34	9	2						
23		17	52	4	6						
24		21	29	8	7						
25		24	127	8	7						
26		30	42	4	4						
27		17	57	3	10						
28		34	39	3	4						
29		137	79	2	5						
30		38	56	3	6		1	1			
31		13	56	3	9		1				
32		127	45	2	10		1				
33		26	81	6	17			2			
34		48	65	7	8			1			
35		29	47	12	8		2				
36		102	47	6	5			1			
37		54	60	9	15						
38		48	54	11	9			1			
39		36	62	10	8						
40		104	45	8	12						
41		52	79	14	23		1	1			
42		67	63	11	13		6	9			
43		54	54	15	16		2	167			
44		73	37	16	7		1	45			
45		54	77	46	25		5	6			
46		46	53	13	15		2	7			
47		35	48	25	11		8	52			
48		30	35	18	8		5	23			
49		16	73	39	18		5	1			
50		13	32	17	16		5	4			
51		5	33	27	13		9	35			
52		6	32	20	14		9	14			
53		7	64	47	14		15	2			
54		1	44	15	16		23	4			
55		1	33	14	13		27	35			
56		2	45	10	13		20	5			
57		2	63	53	13		27	2			
58			29	19	14		98	5			
59		1	22	20	11		62	20			
60		2	26	23	11		33	3			

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
61	1	49	33	11		26	2			
62		23	25	19		104	9			
63		20	21	18		29	13			
64	1	21	15	14		29				
65	1	23	16	21		31	1			
66		7	13	13		46	3			
67		9	13	17		51	5			
68		14	12	18		61	1			
69	2	12	17	19		56	1			
70		2	19	25		33	1			
71		4	18	14		44	1			
72		12	12	15		53	2			
73		4	19	19		46	21			
74		3	20	19		30				
75		4	21	15		21				
76		6	18	35		28				
77		5	18	39		35				
78		7	14	18		18				
79		2	15	13		40				
80		3	18	47		26				
81		3	14	17		18				
82		3	8	35		15				
83			11	36		19				
84	1	1	19	57		16				
85			18	27		4				
86		1	15	22		15				
87		1	16	16		7				
88		1	17	20		9				
89		3	23	17		10				
90		1	21	17		4				
91			10	20		11				
92			23	26		1				
93			18	25		2				
94			17	27		1				
95			11	16		2				
96		1	9	7						
97			11	5		3				
98			8	4						
99			11	9						
100			8	4						
101			12	3						
102			6	3						
103		1	16	4						
104			13							
105		1	12	3						
106			16	3						
107			7	9						
108		1	14	1						
109			10	4						
110			12	2						
111			4	1						
112			8	2						
113		1	12	3						
114			15	1						
115			7							
116		1	11							
117			8							
118			14							
119			10	1						
120			10							

号給	級	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
121			1	10							
122				9							
123				5							
124				4							
125			1	5							
126			1	14	1						
127				4							
128				7							
129			1	8							
130				6							
131				6							
132				7							
133				7							
134				7							
135				6							
136				4							
137				1							
138											
139											
140				1							
141											
142											
143											
144				1							
145											
146											
147				1							
148											
149				1							
150											
151											
152											
153											
154											
155											
156											
157											
158											
159											
160											
161											
162											
163											
164											
165											
166											
167											
168											
計		1,682	2,473	1,595	1,319	0	1,312	508	77	24	2

適用職員数	8,992人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。
また、上表の太破線は、行政職特例号給表の当該級における最高号給を示している。

医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6		1		4
7				3
8	2			8
9				3
10		1		
11				
12	1			
13				
14				
15				
16		1		
17				
18		1		
19				
20	1	1		
21		1		
22	1			
23				
24			1	
25				
26	3			
27				
28		1		
29				
30				
31				
32				
33	1			
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45		1		
46				
47				
48		1		
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	9	9	1	18

適用職員数	37人
-------	-----

看護師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		1				
9						
10			1			
11			5			
12			1			
13						
14						
15						
16			2			
17						
18			1			
19		1				
20		1	2			
21						
22						
23						
24		2				
25						
26						
27						
28			1			
29						
30						
31						
32			1			1
33						1
34		1	1			
35						
36						
37						
38		1			1	
39						
40			2			
41			1			
42						
43						
44						
45						
46		1		1		
47						
48						
49						
50						
51						
52			1			
53			1			
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61			1			
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72				1		
73						
74						
75						
76						
77						
78				1		
79						
80						
81				1		
82						
83						
84					1	
85						
86						
87						
88						

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89						
90				1		
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98				1		
99						
100						
101						
102						
103						
104				1		
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	8	21	7	2	2

適用職員数	40人
-------	-----

研究職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5
1	人	人	人	人	人	人
2			1			16
3						6
4						8
5						5
6						1
7						3
8						
9						
10						
11						
12			1			
13						
14						
15						
16						
17			1			
18						
19						
20						
21		2				
22			1	3		
23		1	1			
24						
25		2	2	2		
26			2			
27				2		
28				1		
29	2	9				
30			1		2	
31			3	3	1	
32	3				1	
33	1	2	4		2	
34		1	2		3	
35		1	1	2	1	
36	6	1		3		
37	2	7	6			
38	2	2	1	1		
39		2		2		
40	8	1		1		
41		2	3	3		
42	1	3	1	1		
43				1		
44	5	3	3	1		
45	1	4	4	1		
46	2	2	1	1		
47	2	1	1	3		
48	1		1			
49		7	3	1		
50		3	3	1		
51				1		
52	1			1		
53		6				
54		1	1	1		
55	1	3	2	1		
56		2				
57		3	1			
58		1	1	2		
59	1					
60		1	1			
61		5	3			
62		1		1		
63		2	4	1		
64	1	4		2		
65		4		3		
66		1	1	1		
67						
68		3		1		
69				4		
70		1	1	1		
71						
72			1	1		
73		2		35		
74						
75		1	1			
76		1				

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
77						
78						
79						
80						
81			2			
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105		1				
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計	40	99	66	91	10	39

適用職員数	345人
-------	------

特定獣医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							1
3							
4							
5		1					
6		1					
7							
8		1					
9		2					
10		3					
11							
12							
13		2					
14							
15			1			5	
16							
17							
18							
19			1			1	
20			1				
21		2					
22							
23		1					
24		2					
25		2					
26		1					
27		1					
28							
29		1	1				
30		3					
31	2						
32	1						
33		1					
34	1	1					
35			1				
36							
37	1		1				
38				1	2		
39					1		
40		2					
41							
42				1	1		
43		1			3		
44							
45							
46		2			1		
47							
48							
49							
50	1	1	1	1			
51							
52							
53			1				
54				1			
55							
56					1		
57					1		
58							
59							
60				1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62							
63							
64			1				
65					1		
66							
67				1			
68		1					
69							
70							
71							
72							
73			1				
74							
75							
76							
77				1			
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
計	6	32	10	7	11	6	1

適用職員数	73人
-------	-----

公安職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2				1					3
3									
4				1					
5									
6				1					
7	70								
8	26								
9	9								
10	51								
11	3			2					2
12	20								43
13	13								22
14	8								10
15	7			1					
16	43			1					
17	8	3	4						
18	22	1	2	1	1				
19	21			2	1				
20	39	2	3	1					
21	99	1	3	5	1				
22	26	2	5	1	1				
23	24	3	4	4	2				
24	137	5	5	1	1				
25	35	18	10	7	2				
26	34	44	4	4					
27	37	26	9	5	3				
28	35	36	6	4	2				
29	21	32	8	4	1				
30	86	55	5	1	2		1		
31	29	26	16	6	4				
32	65	48	16	9	3				
33	44	37	8	7	3				
34	22	75	14	6	1		3		
35	12	49	29	6	3			3	
36	6	51	18	11	1		1	4	
37	6	46	14	14	23		2	4	
38	3	79	12	9	35		4	7	
39	4	50	19	12	29		1	10	
40	5	50	12	15	35		3	3	
41	2	40	13	18	36		6	7	
42		75	20	16	35		7	10	
43		39	18	16	30		11	5	
44		39	21	11	39		11	6	
45		30	9	47	39		12	8	
46		44	18	59	37		11	9	
47	1	41	27	48	39		6	14	
48		52	19	59	41		19	9	
49		46	55	54	45		22	7	
50		49	75	39	40		50	5	
51		36	77	66	35		15	3	
52		46	60	64	44		11	6	
53		40	47	50	44		18	11	
54		43	76	68	50		12	7	
55		37	78	61	56		11	8	
56		31	76	54	41		9	5	
57		40	55	55	61		11	9	
58		43	59	60	32		10	9	
59		38	78	66	51		9	6	
60		35	80	76	58		9	9	
61			66	63	47		12	5	
62			66	75	41		10		
63			67	79	43		7	2	
64			59	70	47		5	2	
65			28	54	41		3	1	
66			34	49	28		7	2	
67		1	39	58	37		4		
68			36	46	42		5	1	
69			34	46	42		4	1	
70			32	48	36		2		
71			27	52	51		1		
72			28	44	43		2		
73			21	48	31		1		
74			22	55	37				
75			18	50	28		2		
76			17	44	34				

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			18	45	24		1		
78			24	49	32		2		
79			25	57	40		2		
80			18	45	37		3		
81			16	44	34				
82			20	58	29		1		
83			15	48	26		1		
84			25	49	30		3		
85			14	46	39		3		
86			14	57	33		6		
87			7	50	33		2		
88			21	50	38		4		
89			14	31	288		1		
90			15	28			1		
91			18	28			1		
92			8	33			1		
93			9	31			18		
94			14	36					
95			9	20					
96			8	18					
97			7	22					
98			11	15					
99			11	8					
100			6	27					
101			4	15					
102			10	19					
103			4	17					
104			4	16					
105			6	20					
106			5	24					
107				17					
108			7	23					
109			5	20					
110				16					
111			2	18					
112			2	11					
113			3	16					
114			2	21					
115			1	7					
116			2	11					
117			1	11					
118			2	10					
119			1	13					
120			1	8					
121				10					
122			1	8					
123				11					
124			2	6					
125				4					
126			1	4					
127			1	7					
128				3					
129			2	2					
130									
131				2					
132			2	3					
133				4					
134									
135									
136			1						
137		1	1						
138									
139									
140									
141			3						
142									
143									
144									
145									
計	1,073	1,585	2,204	3,282	2,318	0	400	198	80

適用職員数	11,140人
-------	---------

教育職給料表（二）適用職員

号給 級	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		43			
6		2			
7		2			5
8		53			
9					1
10		7			9
11		2			9
12		75			6
13		1			11
14		14			5
15		2			8
16		66			14
17		21			12
18		15			11
19		7			6
20		85			4
21		5			6
22		21			1
23		12			4
24		76			5
25		1		1	2
26		25			1
27		8	1		4
28		100	1		1
29		7		1	
30		23			
31		7	2		1
32		79	2	1	1
33		5			
34		29	2	2	
35		16	1	4	
36	5	87	2	4	
37		12	2	4	
38		25	1	1	
39		12	1	4	
40	2	107	2	1	
41		10	2	10	
42		35	5	8	
43		16	2	11	
44		94	4	4	
45		9	2	8	
46		33	5	6	
47		16	4	11	
48	3	98	4	13	
49	2	7	5	10	
50		33	6	10	
51		17	3	9	
52		96	6	12	
53		15	4	17	
54	1	37	8	4	
55		21	4	2	
56	2	91	7	14	
57	2	16	3	5	
58		51	11	9	
59	2	25	1	11	
60	3	80	6	10	
61	1	17		2	
62	3	46	7	3	
63	1	25	8	4	
64	2	69	6	4	
65		28	5	3	
66	1	50	5	1	
67	1	37	1	1	
68		54	7	2	
69		27	4		
70		33	7		
71	1	22	7	1	
72		61	4		
73	1	24	3		
74	1	39	8		
75	1	18	4		
76	2	52	7		
77		24	5		
78		41	3		
79		17	3		
80		39	8		
81		25	8		
82		34	7		
83	1	20	4		
84	3	34	7		
85	2	20	7		
86	1	35	6		
87		22	6		
88	1	26	6		

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		21	2		
90	3	25	3		
91	1	16	5		
92	2	27	2		
93	2	28	3		
94	1	20	8		
95	1	25	5		
96	2	36	7		
97		17	6		
98	1	30	4		
99	4	18	2		
100		22	10		
101		22	4		
102		23	9		
103		21	7		
104	2	23	6		
105	1	11	5		
106		18	1		
107		14	3		
108	2	22	5		
109	1	19	10		
110		26			
111	1	14			
112		27			
113	1	15			
114		20			
115		17			
116	2	27			
117	1	14			
118	1	25			
119	1	17			
120	1	16			
121		20			
122		23			
123		14			
124		20			
125	1	22			
126	1	26			
127	1	15			
128	1	34			
129	1	26			
130		28			
131		18			
132		33			
133		28			
134		40			
135	1	20			
136	1	44			
137	1	29			
138	2	58			
139	1	43			
140	1	57			
141		58			
142		61			
143	1	57			
144		52			
145		52			
146		26			
147		17			
148		18			
149		3			
150					
151					
152		1			
153		40			
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	89	4,450	369	228	127
				適用職員数	5,263人

教育職給料表（三）適用職員

号給 級	1	2	特2	3	4
人	人	人	人	人	人
1					7
2					5
3					16
4					20
5					89
6					63
7		8			46
8		2			25
9					42
10		13			46
11		1			22
12					17
13					52
14		6			35
15					6
16					8
17		418			41
18		21	2		8
19		15	1		3
20		428	4		10
21			3		8
22		42	3		1
23		18	1		4
24		398	3		2
25		5	2		1
26		45	12		4
27		15	4		
28		375	6		
29		29	1		
30		52	11		
31		28	3		1
32		357	7	1	
33		9	5		
34		57	12		
35		28	2		
36		339	8	2	
37		14	3	3	
38		78	16		
39		23	5	3	
40		388	14	2	
41		17	7	1	
42		78	15	2	
43		34	7	6	
44		366	18	5	
45		17	9	5	
46		90	13	7	
47		38	13	1	
48		306	18	2	
49		18	12	11	
50		82	13	9	
51		36	13	16	
52		303	19	12	
53		26	12	9	
54		75	8	11	
55		66	10	11	
56		244	22	7	
57		31	10	15	
58		88	18	11	
59		61	8	14	
60		289	17	20	
61		25	11	17	
62		75	11	24	
63		80	7	26	
64		181	12	41	
65		58	10	25	
66		95	9	21	
67		87	11	21	
68		156	11	44	
69		60	13	16	
70		112	21	20	
71		70	13	19	
72		158	9	39	
73		72	5	7	
74		105	6	15	
75		66	9	18	
76		120	6	43	
77		52	6	3	
78		118	5	15	
79		71	4	6	
80		93	10	26	
81		67	6	3	
82		117	7	7	
83		50	6	8	
84		96	8	15	
85		66	4	3	
86		88	11		
87		57	4	3	
88		81	7	8	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		43	6		
90		73	5	1	
91		57	4	3	
92		69	4	4	
93		42	2	3	
94		62	3		
95		50	4		
96		72	4		
97		43	1		
98		51	2		
99		50	2		
100		67	3		
101		42	5		
102		53	2		
103		41	8		
104		85	2		
105		30	4		
106		50	4		
107		34	2		
108		39			
109		47	5		
110		41			
111		50			
112		56			
113		34			
114		47			
115		46			
116		38			
117		30			
118		43			
119		27			
120		35			
121		24			
122		22			
123		35			
124		41			
125		18			
126		33			
127		33			
128		25			
129		34			
130		34			
131		25			
132		38			
133		18			
134		32			
135		22			
136		32			
137		30			
138		35			
139		27			
140		32			
141		24			
142		32			
143		32			
144		40			
145		35			
146		43			
147		35			
148		45			
149		59			
150		65			
151		88			
152		86			
153		83			
154		82			
155		89			
156		72			
157		63			
158		49			
159		19			
160		15			
161		3			
162		1			
163		31			
164					
165					
計	0	11,181	704	690	582

適用職員数	13,157人
-------	---------

特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	2 人
2	
3	
4	2
5	
6	
7	

適用職員数	4人
-------	----

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事業所1,994事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって40層に層化し、これから456事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第12表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、

抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

行政職相当職種が 16,866 人（うち初任給関係 844 人）であり、その他の職種が 1,724 人（うち初任給関係 85 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 126,125 人であり、このうち、行政職相当職種は 90,570 人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

6 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は令和 8 年 4 月 1 日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等きまって支給する給与総額に含まれる実績に応じて支給される全ての手当をいう。

(5) 第 14 表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和8年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
	規模計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	357	84	75	43	155	
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	34	10	8	5	11	
製造業	97	15	23	13	46	
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	72	24	16	5	27	
卸売業、小売業	38	8	8	6	16	
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	16	7	2	2	5	
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	100	20	18	12	50	

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6事業所、調査不能の事業所が93事業所あった。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	円 247,337	円 254,895	円 232,183
	短 大 卒	220,174	219,021	* 225,917
	高 校 卒	214,924	216,843	211,706
新 卒 事 務 員	大 学 卒	242,012	248,022	230,178
	短 大 卒	212,343	207,133	* 222,827
	高 校 卒	210,920	211,459	* 210,106
新 卒 技 術 者	大 学 卒	253,539	262,795	234,580
	短 大 卒	225,688	224,915	x
	高 校 卒	217,545	220,140	212,875
準 新 卒 医 師	大 学 卒	* 349,119	* 349,119	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	* 310,000	x	x
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	—	—	—
新 卒 栄 養 士	大 学 卒	* 220,138	* 220,138	—
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	242,597	* 256,189	* 220,524
準 新 卒 准 看 護 師	看護高校卒	—	—	—
	養成所卒	x	x	—
新 卒 研 究 員	大学院修士 課程修了	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	* 228,570	—	* 228,570

- (注) 1 「*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。
2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
3 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された者をいう。
ただし、準新卒医師は、令和5年3月又は令和6年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者(令和7年4月採用者を除く)をいう。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上及び本表3企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	31	52.5	758,141	3,589	754,552		
	短 大 卒	22	52.5	789,656	4,522	785,134		
	高 校 卒	2	51.5	638,025	0	638,025		
	中 学 卒	7	52.9	693,411	1,682	691,729		
	工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	16	54.0	880,214	17,587	862,627		
	短 大 卒	9	55.2	920,377	17,561	902,816		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	6	52.5	873,372	20,558	852,814		
	事務部長	—	—	—	—	—	2 課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	471	52.9	682,047	2,664	679,383		
	短 大 卒	351	52.8	701,990	2,524	699,466		
	高 校 卒	35	53.1	617,029	1,349	615,680		
	中 学 卒	84	53.6	625,767	3,825	621,942		
	技術部長	*	*	*	*	*	前記部長に事故等のあるときの職務代行者の職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	305	53.4	712,534	2,705	709,829		
	短 大 卒	197	53.5	734,805	2,356	732,449		
	高 校 卒	51	53.1	697,401	1,234	696,167		
	中 学 卒	57	53.5	649,100	5,227	643,873		
	事務部次長	—	—	—	—	—	2 係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	169	52.1	638,066	3,330	634,736		
	短 大 卒	124	51.1	657,168	3,696	653,472		
	高 校 卒	14	54.0	555,399	81	555,318		
	中 学 卒	28	55.8	614,913	0	614,913		
	技術部次長	3	48.7	450,345	34,400	415,945		
	大 学 卒	135	53.0	746,449	1,277	745,172		
	短 大 卒	102	52.4	756,967	1,633	755,334		
	高 校 卒	18	53.7	724,050	325	723,725		
	中 学 卒	15	56.5	701,806	0	701,806		
	事務課長	—	—	—	—	—		
	大 学 卒	950	48.8	585,756	20,621	565,135		
	短 大 卒	624	47.5	610,308	22,848	587,460		
	高 校 卒	113	51.5	546,766	21,440	525,326		
	中 学 卒	209	51.1	534,113	13,921	520,192		
	技術課長	4	47.3	555,393	75	555,318		
	大 学 卒	852	49.7	606,569	6,779	599,790		
	短 大 卒	524	49.2	620,318	6,718	613,600		
	高 校 卒	112	49.5	600,389	1,188	599,201		
	中 学 卒	213	51.0	575,968	9,573	566,395		
	事務課長	3	57.3	608,559	27,923	580,636		

(注)「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 310	歳 47.7	円 546,407	円 36,163	円 510,244	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2企業規模500人以上及び本表3企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	202	46.1	555,758	38,779	516,979		
	短 大 卒	43	51.6	524,086	39,539	484,547		
	高 校 卒	62	50.0	532,699	25,487	507,212		
	中 学 卒	3	50.7	520,049	32,310	487,739		
	技術課長代理	339	48.4	576,172	31,709	544,463		
	大 学 卒	208	47.5	569,892	34,076	535,816		
	短 大 卒	45	50.6	609,391	20,690	588,701		
	高 校 卒	85	49.3	571,145	32,124	539,021		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	1,343	44.9	455,455	49,118	406,337	係の長及び係長級専門職	同 上
	大 学 卒	800	42.8	462,768	51,473	411,295		
	短 大 卒	185	48.7	440,694	49,372	391,322		
	高 校 卒	353	47.5	447,243	44,062	403,181		
	中 学 卒	5	54.2	411,218	19,724	391,494		
	技術係長	1,069	45.6	531,795	65,954	465,841		
	大 学 卒	646	44.0	541,157	68,184	472,973		
	短 大 卒	113	47.7	500,974	59,545	441,429		
	高 校 卒	307	48.5	523,156	63,297	459,859		
	中 学 卒	3	46.0	560,712	99,108	461,604		
	事務主任	893	42.0	408,384	51,069	357,315	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	大 学 卒	488	38.6	414,998	56,269	358,729		
	短 大 卒	154	46.8	400,562	43,628	356,934		
	高 校 卒	240	45.6	399,029	44,997	354,032		
	中 学 卒	11	45.4	428,613	57,048	371,565		
	技術主任	848	40.8	464,389	76,290	388,099		
	大 学 卒	476	38.9	462,821	82,951	379,870		
	短 大 卒	104	41.8	459,384	77,012	382,372		
	高 校 卒	267	43.6	468,967	63,974	404,993		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係員	3,865	37.5	345,779	38,379	307,400		同 上
	大 学 卒	2,121	34.3	357,376	43,134	314,242		
	短 大 卒	583	41.7	338,984	30,605	308,379		
	高 校 卒	1,153	41.2	327,525	33,491	294,034		
	中 学 卒	8	49.0	396,998	48,387	348,611		
	技術係員	2,922	34.5	389,878	58,210	331,668		
	大 学 卒	1,738	33.0	404,354	63,949	340,405		
	短 大 卒	327	37.6	378,767	57,838	320,929		
	高 校 卒	851	36.1	365,042	46,836	318,206		
	中 学 卒	6	42.0	324,880	29,411	295,469		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支 店(社)の長 (取締役兼任者を除 く。)	行政職 9 級
	大 学 卒	28	52.4	783,496	3,558	779,938		
	短 大 卒	20	52.3	815,107	4,973	810,134		
	高 校 卒	2	51.5	638,025	0	638,025		
	中 学 卒	6	53.0	726,615	25	726,590		
	工場長	14	54.2	909,799	20,100	889,699	構成員50人以上の工 場の長 (取締役兼任者を除 く。)	
	大 学 卒	9	55.2	920,377	17,561	902,816		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	5	52.4	890,758	24,670	866,088		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	321	52.5	718,125	2,957	715,168	2 課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除 く。)	
	大 学 卒	252	52.2	733,088	3,061	730,027		
	短 大 卒	22	53.6	657,598	125	657,473		
	高 校 卒	46	53.4	665,823	3,809	662,014		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術部長	234	53.8	758,371	2,434	755,937		
	大 学 卒	157	53.9	771,150	2,076	769,074		
	短 大 卒	36	53.4	771,137	1,130	770,007		
	高 校 卒	41	53.7	698,227	4,951	693,276		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務部次長	129	52.4	661,201	2,311	658,890	前記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長－課長 間)	
	大 学 卒	97	51.2	672,416	3,061	669,355		
	短 大 卒	9	55.8	632,217	126	632,091		
	高 校 卒	23	55.9	625,244	0	625,244		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	118	53.2	778,144	245	777,899			
大 学 卒	90	52.4	790,321	321	790,000			
短 大 卒	14	55.4	786,975	0	786,975			
高 校 卒	14	56.4	691,029	0	691,029			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事務課長	743	48.4	605,853	23,318	582,535	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	行政職 7 級、8 級	
大 学 卒	501	47.1	629,030	26,106	602,924			
短 大 卒	79	51.2	570,788	27,188	543,600			
高 校 卒	160	51.0	550,565	13,115	537,450			
中 学 卒	3	49.7	607,504	100	607,404			
技術課長	719	49.7	625,626	4,981	620,645			
大 学 卒	458	49.3	634,789	4,870	629,919			
短 大 卒	99	49.6	617,375	825	616,550			
高 校 卒	160	50.9	603,953	7,932	596,021			
中 学 卒	2	57.5	669,705	0	669,705			

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 251	歳 48.1	円 559,897	円 34,600	円 525,297	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	164	46.3	563,676	37,124	526,552		
	短 大 卒	38	52.0	537,358	36,188	501,170		
	高 校 卒	46	51.1	567,642	24,441	543,201		
	中 学 卒	3	50.7	520,049	32,310	487,739		
	技術課長代理	267	49.0	609,779	29,242	580,537		
	大 学 卒	162	48.3	603,559	31,281	572,278		
	短 大 卒	37	50.5	641,110	20,089	621,021		
	高 校 卒	67	49.9	604,453	29,801	574,652		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	951	44.5	476,499	52,176	424,323	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大 学 卒	596	42.5	480,504	54,468	426,036		
	短 大 卒	118	48.5	461,001	54,455	406,546		
	高 校 卒	233	47.5	475,259	45,633	429,626		
	中 学 卒	4	53.8	409,118	24,655	384,463		
	技術係長	860	45.9	551,985	65,720	486,265		
	大 学 卒	544	44.0	560,247	69,006	491,241		
	短 大 卒	89	48.5	518,561	55,840	462,721		
	高 校 卒	225	49.3	544,885	61,441	483,444		
	中 学 卒	2	48.0	590,727	93,097	497,630		
	事務主任	596	42.3	427,929	55,779	372,150	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	333	39.2	436,703	64,727	371,976		
	短 大 卒	101	47.3	419,400	45,843	373,557		
	高 校 卒	155	45.8	415,485	44,543	370,942		
	中 学 卒	7	46.0	409,158	22,258	386,900		
	技術主任	638	40.9	493,524	84,705	408,819		
	大 学 卒	358	39.2	495,175	94,745	400,430		
	短 大 卒	76	41.9	495,273	87,959	407,314		
	高 校 卒	203	43.4	489,879	65,606	424,273		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係員	2,404	37.3	365,331	44,972	320,359		行政職 1級
	大 学 卒	1,368	33.7	373,077	50,223	322,854		
	短 大 卒	388	42.1	354,697	33,748	320,949		
	高 校 卒	642	42.0	354,870	40,397	314,473		
	中 学 卒	6	49.0	406,407	63,012	343,395		
	技術係員	2,115	34.2	409,192	64,954	344,238		
	大 学 卒	1,319	32.9	424,451	70,649	353,802		
	短 大 卒	246	38.4	401,336	67,080	334,256		
	高 校 卒	549	35.2	376,033	50,290	325,743		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事務・技術 関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	3	54.0	521,490	3,876	517,614		
	短 大 卒	2	55.0	535,141	0	535,141		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	工場長	2	52.5	673,122	0	673,122	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	150	54.0	604,839	2,035	602,804	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	99	54.2	622,832	1,158	621,674		
	短 大 卒	13	52.2	548,374	3,420	544,954		
	高 校 卒	38	53.9	577,280	3,847	573,433		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	71	52.3	561,464	3,598	557,866	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 (部長一課長間)	
	大 学 卒	40	52.0	592,152	3,458	588,694		
	短 大 卒	15	52.3	520,433	1,482	518,951		
	高 校 卒	16	52.9	523,213	5,935	517,278		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	40	51.1	563,453	6,613	556,840	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 (部長一課長間)		
大 学 卒	27	50.6	602,389	5,975	596,414			
短 大 卒	5	50.8	417,127	0	417,127			
高 校 卒	5	55.4	567,390	0	567,390			
中 学 卒	3	48.7	450,345	34,400	415,945			
技術部次長	17	51.4	526,451	8,441	518,010	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大 学 卒	12	52.1	506,810	11,471	495,339			
短 大 卒	4	47.5	503,814	1,461	502,353			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事務課長	207	50.2	513,618	10,938	502,680	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大 学 卒	123	49.2	534,050	9,576	524,474			
短 大 卒	34	52.1	490,950	8,086	482,864			
高 校 卒	49	51.6	480,394	16,556	463,838			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技術課長	133	49.7	503,548	16,505	487,043	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大 学 卒	66	48.5	519,903	19,550	500,353			
短 大 卒	13	48.5	471,029	3,944	467,085			
高 校 卒	53	51.2	491,482	14,524	476,958			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	59	45.8	489,019	42,811	446,208		
	短 大 卒	38	45.1	521,585	45,919	475,666		
	高 校 卒	5	48.2	423,220	65,009	358,211		
	中 学 卒	16	46.8	432,237	28,493	403,744		
		—	—	—	—	—		
	技術課長代理	72	46.2	451,547	40,859	410,688		
	大 学 卒	46	45.0	451,323	43,916	407,407		
	短 大 卒	8	51.0	462,689	23,467	439,222		
	高 校 卒	18	47.3	447,167	40,774	406,393		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	392	45.7	404,402	41,697	362,705	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大 学 卒	204	43.6	410,953	42,724	368,229		
	短 大 卒	67	49.0	404,930	40,420	364,510		
	高 校 卒	120	47.5	392,845	41,012	351,833		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	209	44.7	448,715	66,915	381,800		
	大 学 卒	102	43.6	439,343	63,799	375,544		
	短 大 卒	24	44.7	435,755	73,286	362,469		
	高 校 卒	82	46.2	463,534	68,389	395,145		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務主任	297	41.3	369,163	41,618	327,545	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
	大 学 卒	155	37.5	368,367	38,097	330,270		
	短 大 卒	53	45.9	364,663	39,406	325,257		
	高 校 卒	85	45.4	369,021	45,825	323,196		
	中 学 卒	4	44.3	462,660	117,932	344,728		
	技術主任	210	40.4	375,876	50,729	325,147		
	大 学 卒	118	38.1	364,661	47,168	317,493		
	短 大 卒	28	41.5	361,971	47,296	314,675		
	高 校 卒	64	44.3	402,635	58,795	343,840		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務係員	1,461	37.9	313,606	27,530	286,076		行政職 1級
	大 学 卒	753	35.5	328,852	30,256	298,596		
	短 大 卒	195	40.8	307,721	24,354	283,367		
	高 校 卒	511	40.1	293,170	24,814	268,356		
	中 学 卒	2	49.0	368,773	4,516	364,257		
	技術係員	807	35.2	339,260	40,535	298,725		
	大 学 卒	419	33.3	341,089	42,856	298,233		
	短 大 卒	81	34.9	310,223	29,768	280,455		
	高 校 卒	302	37.8	345,062	40,556	304,506		
	中 学 卒	5	43.4	305,952	19,129	286,823		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
研究 関係 職種	研 究 所 長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	*	*	*	*	*	
	研 究 室 (係) 長	3	47.0	499,372	2,318	497,054	
	主 任 研 究 員	5	31.6	341,639	6,442	335,197	
	研 究 員	*	*	*	*	*	
医療 関係 職種	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	医 院 長	2	64.5	1,375,959	20,000	1,355,959	
	副 院 長	5	56.8	1,927,873	44,251	1,883,622	
	医 科 長	25	51.2	1,169,381	200,043	969,338	
	医 師	74	39.9	1,013,732	144,949	868,783	
	歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
	薬 局 長	7	50.7	581,436	63,374	518,062	
	薬 剤 師	61	38.9	424,544	48,155	376,389	
	診 療 放 射 線 技 師	73	36.2	406,655	49,426	357,229	
	臨 床 検 査 技 師	87	37.5	365,213	26,842	338,371	
	栄 養 士	59	36.3	324,783	19,199	305,584	
	理 学 療 法 士	107	37.4	352,195	14,290	337,905	
	作 業 療 法 士	63	38.6	328,888	6,846	322,042	
	総 看 護 師 長	11	57.2	567,850	13,836	554,014	
	看 護 師 長	111	48.7	454,406	34,156	420,250	
	看 護 師	351	39.9	365,196	36,481	328,715	
	准 看 護 師	84	46.7	289,076	18,270	270,806	
教育 関係 職種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	30	59.0	734,980	0	734,980	
	大 学 教 授	87	57.4	651,932	9,487	642,445	
	大 学 准 教 授	78	48.8	536,481	7,994	528,487	
	大 学 講 師	32	44.6	477,436	11,465	465,971	
	大 学 助 教	12	40.6	501,809	0	501,809	
	高 等 学 校 校 長	2	61.0	700,585	0	700,585	
	高 等 学 校 教 頭	18	51.8	628,080	5,578	622,502	
	高 等 学 校 教 諭	184	45.0	493,188	15,453	477,735	

第15表 民間における初任給の改定状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴 企業規模		新規学卒者の 採 用 あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
			増額	据置き	減額	
大学卒	規 模 計	% 31.9	% (71.8)	% (27.5)	% (0.7)	% 68.1
	500人以上	35.5	(77.7)	(22.3)	(0.0)	64.5
	100人以上 500人未満	27.4	(62.4)	(35.8)	(1.8)	72.6
高校卒	規 模 計	18.4	(73.8)	(26.2)	(0.0)	81.6
	500人以上	17.7	(77.3)	(22.7)	(0.0)	82.3
	100人以上 500人未満	19.2	(69.9)	(30.1)	(0.0)	80.8

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		%	%	%	%
係 員	規 模 計	67.6	3.1	0.2	29.1
	500人以上	76.2	3.1	—	20.7
	100人以上 500人未満	56.0	3.2	0.4	40.4
課長級	規 模 計	60.4	2.8	0.2	36.6
	500人以上	66.6	1.8	—	31.6
	100人以上 500人未満	51.7	4.1	0.4	43.7

- (注) 1 回答のあった本店を対象として集計したものである（その2において同じ。）。
 2 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

役職 段階		項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	定期昇給額・率は昨年に比べて			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
					増加	減少	変化なし		
係 員	規 模 計	%	%	%	%	%	%	%	
	500人以上	90.5	89.4	30.3	4.4	54.7	1.0	9.5	
	100人以上 500人未満	96.1	95.0	28.0	5.2	61.9	1.1	3.9	
課長級	規 模 計	82.0	81.0	33.9	3.1	44.1	1.0	18.0	
	500人以上	81.7	80.7	25.5	4.0	51.1	1.1	18.3	
	100人以上 500人未満	84.2	83.1	20.1	4.6	58.4	1.1	15.8	
	規 模 計	78.0	77.0	33.9	3.2	39.9	1.0	22.0	
	500人以上								
	100人以上 500人未満								

- (注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第17表 民間における住宅手当の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	51.5%
支 給 し な い	48.5%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

第18表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

転勤に伴い 手当等を支給する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
92.7	79.0	57.4	7.3

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
80.8	(28.3)	(40.0)	(10.9)	(16.6)	(4.2)	12.3	19.2

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
51.7	48.3	47.6	52.4	47.0	53.0

第20表 民間における定年制の状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.1	65.9	33.2	0.9

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

区 分 \ 項 目	給与減額あり	60歳で減額		給与減額なし
		%	%	
課 長 級	59.8	%	41.4	40.2
非 管 理 職	48.2	%	30.1	51.8

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第22表において同じ。)
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和8年職種別民間給与実態調査)

課 長 級	非 管 理 職
%	%
79.6	78.8

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和8年4月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和8年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第23表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和8年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,340 円	50,780 円	62,830 円	74,880 円	86,930 円
住居関係費	25,750	33,360	28,770	24,180	19,600
被服・履物費	4,140	4,580	6,400	8,210	10,030
雑費Ⅰ	21,650	27,110	37,570	48,020	58,480
雑費Ⅱ	12,910	24,910	29,120	33,330	37,540
計	92,790	140,740	164,690	188,620	212,580